

令和7年度 第2回 静岡市多文化共生協議会

日 時 令和7年10月16日（木）
19:00～20:30
場 所 静岡市役所静岡庁舎新館3階 茶木魚

次 第

1 開 会

2 意見交換

議題：社会情勢の変化及びそれによって生じる社会課題について

3 その他（連絡事項）

4 閉 会



静岡市多文化共生推進計画 2023-2030

静岡市 観光交流文化局 国際交流課



第1章 計画の趣旨

- 1) **計画策定の趣旨** 4
 - ① これまでの歩み
 - ② 計画が果たす役割
- 2) **計画の策定方法** 5
 - ① 計画策定の基礎資料
 - ② 市民意見の聴取
 - ③ 市内部組織での検討
- 3) **計画の位置付け** 6
 - ① 静岡市多文化共生のまち推進条例の位置付け
 - ② 第4次静岡市総合計画における位置付け
 - ③ 静岡市地域外交基本方針との関係
- 4) **計画の期間と進行管理** 7
 - ① 計画の期間
 - ② 中間評価
 - ③ 進行管理

第2章 多文化共生を取り巻く状況

- 1) **静岡市における多文化共生** 10
 - ① 外国籍の市民
 - ② 留学生・児童生徒・労働者
 - ③ 市民アンケートなどの調査結果
- 2) **多文化共生を取り巻く社会情勢** 14
 - ① 国の動き
 - ② 静岡県の動き
 - ③ その他

第3章 計画の基本的な考え方

- 1) **多文化共生のまちの実現に向けて** 17
- 2) **計画の基本的な考え方** 18
- 3) **計画の目標** 19

第4章 施策の柱

- 1) **施策1 安心できる生活環境づくり** 21
- 2) **施策2 教育の機会や場づくり** 22
- 3) **施策3 地域における交流の場づくり** 23
- 4) **施策4 多文化共生のまちの担い手づくり** 24

施策ごと「①施策の方針」「②成果指標」「③主要事業」

第5章 計画の推進体制

- 計画の推進体制** 26
 - ① 審議機関
 - ② 検討組織

第6章 日本語教育推進基本方針

- 静岡市日本語教育推進基本方針** 28
 - ① 日本語教育の現状と課題
 - ② 基本方針
 - ③ 主要事業

【参考】

- 静岡市多文化共生推進計画2015-2022（第1期） 8
- 在留資格一覧 30
- 静岡市多文化共生のまち推進条例 31

第1章 計画の趣旨

1) 計画策定の趣旨

① これまでの歩み

静岡市国際化推進計画（2005～2014）

1950年代から姉妹都市交流を主とした国際化の取組を進めてきた本市では、1990年代から、国の出入国政策を受け外国からの定住者の著しい増加がみられるようになりました。このため、政令指定都市となる2005（平成17）年に合わせ、『静岡市国際化推進計画』を策定しました。本市が目指す国際化を「世界中の様々な人や多様な文化が静岡で出会い、交流し、そこで新たな価値を生み出すことにより、本市に暮らす住民一人ひとりの生活を、潤いあり、豊かなものにする」と表しました。

静岡市多文化共生推進計画（2015～2022）（第1期計画）

2006（平成18）年になると、国は『地域における多文化共生推進プラン』を定め「多文化共生」という語句を用い、外国人住民の社会統合政策の実施を地方自治体に求めました。本市は、国際化推進計画において既に取り組んでおり、計画期間の満了に合わせ、多文化共生に焦点を当てた『静岡市多文化共生推進計画』を策定することとしました。

その計画では、「異なる文化や価値観を認め合い、その違いを社会の豊かさとして捉え、外国人と日本人の住民双方が地域社会を担う対等なパートナーとして暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、①外国人住民の命を守る危機管理、②日本人住民への多文化共生への理解促進、③外国人住民の社会貢献活動への支援、の3点を重点目標として、120を超える幅広い事業展開を図りました。しかし、計画期間中も外国人住民は急激に増加し、本市の将来を見据え、多文化共生を市民に広く浸透できるよう、恒久的な指針策定の必要性が高まりました。

そして、計画期間が終わる2023（令和5）年3月に先駆け、本市が将来にわたり多文化共生を進める上での礎となる条例の制定を目指すこととしました。【 [関連ページ P8](#) 】

静岡市多文化共生のまち推進条例の制定

2022（令和4）年7月12日、『静岡市多文化共生のまち推進条例』が市議会で可決、即日施行され、多文化共生社会に向けた指針が誕生しました。

条例では、本市における多文化共生の将来像を「多文化共生のまち」と表し、「全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち」と定義しました。そして、そのまちを推進していくための基本理念や市、市民、事業者・団体の責務、市の施策の基本的な事項などを定めました。

【 [関連ページ P17](#) 】

② 計画が果たす役割

計画期間中の基本的な考え方と目標を定める

この計画では、条例に示した多文化共生のまちの実現に向け、計画期間を定めて、その期間中における多文化共生のまち推進の基本的な考え方と目標を明らかにします。

施策の柱と成果指標を定める

多文化共生のまちの推進にあたり、市は多くの事業に取り組みます。計画では、市の事業がどのような趣旨のもとに行われるのか分かりやすく「施策の柱」として体系化し、それぞれの方針を定めます。また、施策の柱ごとに数値目標である「成果指標」を定め、効果を検証できるようにします。

総合的かつ計画的に事業を実施する

施策の柱ごと成果指標の達成に必要な関連事業を毎年度予算化し、着実に展開する必要があります。このため、本市の状況を俯瞰した「総合的」な観点と、次期や優先順位を考慮した「計画的」な観点の両面から関連する事業を管理します。

2) 計画の策定方法

① 計画策定の基礎資料

アンケート調査結果

この計画の策定にあたっては、次の調査結果を主に活用しています。

令和2年度 外国人住民アンケート2020

<調査概要>

対象：静岡市在住の18歳以上の外国籍市民（無作為抽出）
 調査方法：調査依頼（8か国語）と調査票（フリガナ付き日本語）を郵送、郵送またはインターネット（8か国語回答フォーム）で回答
 期間：2020（令和2）年10月14日～11月10日
 調査回収結果：発送数 3,000 有効回収票 890(29.7%)

令和3年度 多文化共生のまちづくりアンケート

<調査概要>

対象：静岡市在住の16歳から75歳までの日本国籍市民（無作為抽出）
 調査方法：調査依頼と調査票を郵送、郵送またはインターネットで回答
 期間：2021（令和3）年5月11日～6月3日
 調査回収結果：発送数 2,000 有効回収票 772(38.6%)

その他、住民基本台帳をもとにした統計情報、各種ヒアリング調査（外国籍の労働者を雇う事業所、留学生が通う日本語学校・専門学校・大学、技能実習生を監理する管理団体、外国籍の住民が生活する自治会・町内会など）、出入国在留管理庁の資料などを活用しています。

【 [関連ページ P12～13](#) 】

② 市民意見の聴取

パブリックコメント、静岡市多文化共生協議会

計画の策定は、条例第11条第3項に規定があり、多くの市民の意見を反映できるよう、市民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施し、検討しました。また、条例策定時のパブリックコメントの意見も参考にしました。

さらに、条例第11条第2項の規定にもとづき、本市の多文化共生施策を審議する附属機関「静岡市多文化共生協議会」に諮問し、受けた答申をもとに計画の骨子を策定しています。

静岡市多文化共生推進計画案パブリックコメント

<パブリックコメント実施概要>

意見募集期間：2022(令和4)年12月26日～2023(令和5)年1月25日
 意見の提出方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子申請
 提出者数：133人 意見数：242件

静岡市多文化共生のまち推進条例骨子案パブリックコメント

<パブリックコメント実施概要>

意見募集期間：2022(令和4)年1月26日～2月25日
 意見の提出方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子申請
 提出者数：93人 意見数：236件



静岡市多文化共生協議会
での審議

③ 市内部組織での検討

静岡市多文化共生関係課長会議

第1期計画の進捗を踏まえ、この計画をもとに全庁的な取組を推進するために関係81課との情報共有、検討を行いました。

3) 計画の位置付け

① 静岡市多文化共生のまち推進条例の位置付け

市の責務を果たす

条例では、市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施する責務があります。その責務を果たし、計画的に施策を実施するために、条例に示された手順に沿って、この計画を策定、公表します。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

(多文化共生推進計画)

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共生協議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

この計画の中で、点線の枠 内に書かれた内容は、静岡市多文化共生のまち推進条例の規定を抜粋したものです。

② 第4次静岡市総合計画における位置付け

SDGsの推進と横断的視点

「多文化共生の推進」は、『第4次静岡市総合計画』の基本計画において、時代の要請や国際社会からの期待に応えるために重要な横断的な視点の一つとして位置付けられます。

SDGsのゴール10「人と国の不平等をなくそう」に、特に資する視点として、全ての市民が国籍・民族等により差別的扱いをされず、多様な文化や生活習慣が尊重され、あらゆる場面において互いに助け合い、学び合う社会の実現を目指すこととしています。



③ 静岡市地域外交基本方針との関係

静岡市地域外交基本方針2023 - 2030

この計画は、「地域外交を通じた「世界に輝く静岡」の実現」を目的とした『静岡市地域外交基本方針(推進期間2023(令和5)年～2030(令和12)年)』とともに、本市の国際化推進の両輪となる計画として位置付けます。

4) 計画の期間と進行管理

① 計画の期間

8年計画

この計画の期間は、第4次静岡市総合計画と合わせ、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。条例に定義された多文化共生のまちの実現に向けて、直近8年間の方針や目標などをこの計画で定め、多文化共生のまちの推進を図ります。

② 中間評価

2026年度の中間評価

社会経済情勢の変化に対応した多文化共生のまちを推進するために、計画どおりに施策が進められている場合であっても、2026（令和8）年度に、計画の中間評価を行い、必要に応じて計画の変更を検討します。

③ 進行管理

毎年度の進捗把握

計画に関連する事業について、毎年度の進捗状況を把握し、計画変更の必要がないか進行管理を行います。また、総合計画や関連計画、関係法令の改正などに伴い、必要な場合は、計画の変更を検討します。

計画の期間と進行管理

		2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	
第4次静岡市総合計画		→								
静岡市 多文化共生 推進計画	計画の主要部分 (施策の方針、 成果指標など)					中間評価				評価・次期計画策定
	関連事業	→	→	→	→	→	→	→	→	
		毎年度の進行管理								

【参考】静岡市多文化共生推進計画2015-2022(第1期)

2014年策定の多文化共生推進計画（通称『多文化共生のまち●しずおかプラン』）は、「異なる文化や価値観を認め合い、その違いを社会の豊かさとして捉え、外国人と日本人の住民双方が地域社会を担う対等なパートナーとしてともに暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とし、10の基本目標に基づく施策の推進に取り組みました。

計画に掲げた3つの成果指標のうち2つは、数値を伸ばしたものの目標を達成できませんでした。しかし、各種施策を計画的に展開し、最終年度である2022年度、多文化共生の恒久的推進について明文化した「静岡市多文化共生のまち推進条例」の制定を果たしました。



第2章 多文化共生を取り巻く状況

1) 静岡市における多文化共生

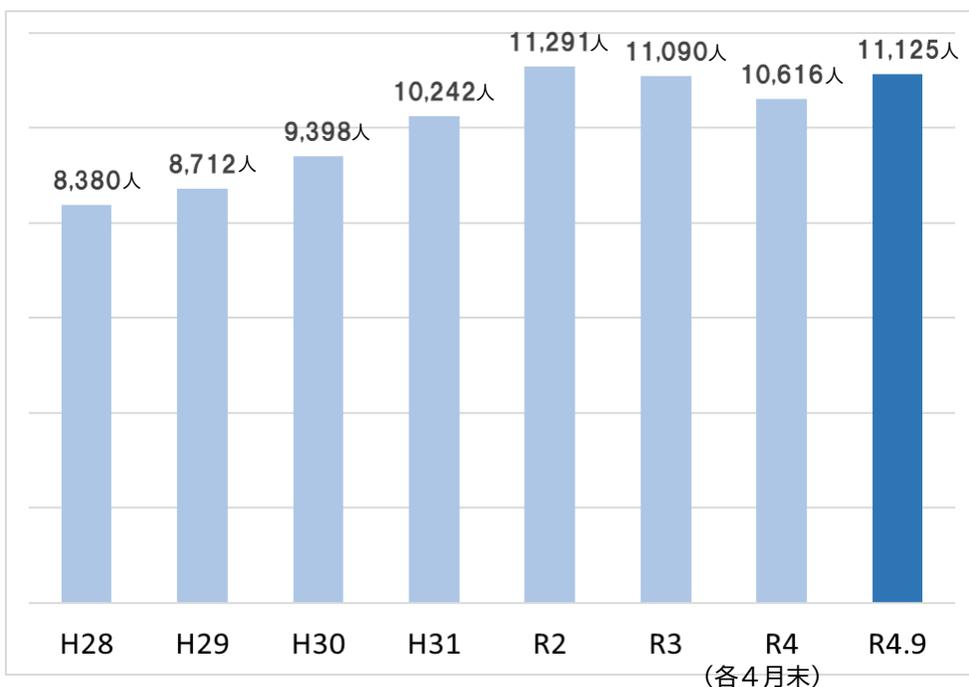
① 外国籍の市民

外国籍の市民（外国人住民数）の推移

2022（令和4）年9月末現在、外国籍の市民は、11,125人で、総人口の685,164に占める割合は、1.62%です。人口減少が進む中において、外国籍の市民の数は、2013（平成25）年頃から著しく増えています。

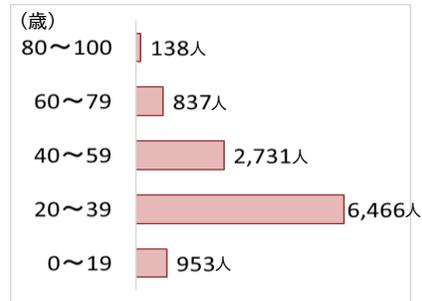
近年は、新型コロナウイルスの水際対策で入国が制限され減少しましたが、一時的な影響と考えられ、国による外国人材の受入れ拡大が引き続き進められており、全般的に増加傾向にあります。

外国人住民数（静岡市）



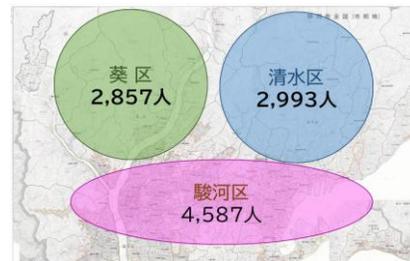
年代別

少子高齢化が進む中、外国籍の市民は、留学生や技能実習生が多いことから、20代から30代前半の若い世代が全体の半数を超えています。



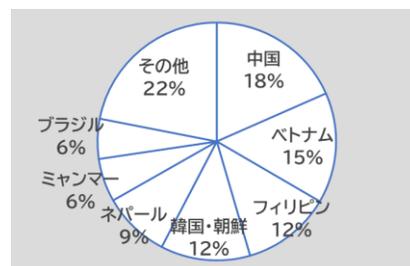
地区別

3つの行政区の中では、駿河区が最も多く、全体的には、県西部などにみられるような特定地区に集住することはなく、市内各所で生活しています。



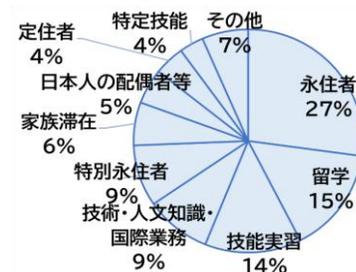
国籍別

中国籍の人が全体の約2割、ベトナムやネパールなどアジアの国籍の人々が増加しています。約90の多国籍で多様な文化を持つ市民が暮らしています。



在留資格別

期間や活動に制限のない「永住者」が、全体の4分の1を占めています。他都市と比べて「留学」の在留資格の人の割合がとても高いといえます。



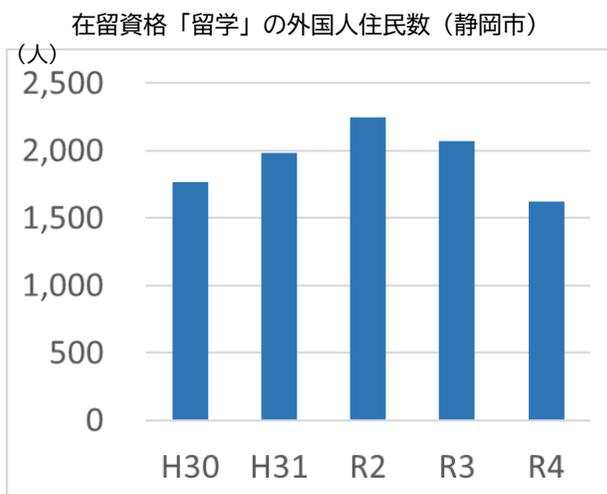
1) 静岡市における多文化共生

② 留学生・児童生徒・労働者

留学生

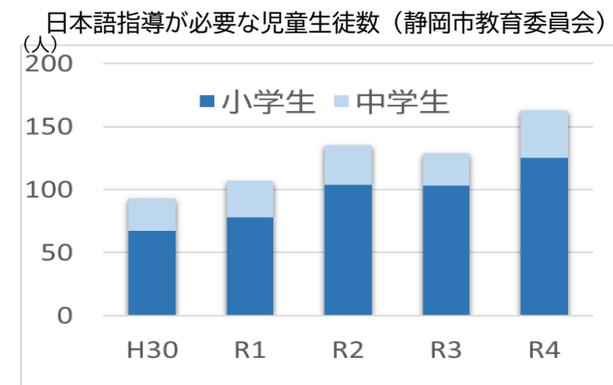
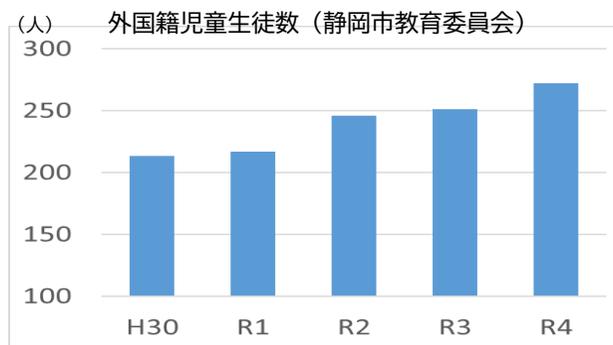
市内には、大学、専門学校、日本語学校があり「留学」の在留資格で日本語教育や高等教育を受ける市民が多いことは、本市の多文化共生を進める上での大きな特色の一つといえます。

2020（令和2）年度の2,249人をピークに、新型コロナウイルスの水際対策の影響により、近年は減少していますが、留学生の入国は回復する傾向にあります。



児童生徒

小中学校に通う外国籍の児童生徒の数は年々増え、2022（令和4）年度は、272人です。また、父母どちらかが日本人であれば子は日本国籍になるため、学校で日本語指導が必要な子どもは、国籍を問わず、急増傾向にあります。教育現場の多様性への対応が求められています。

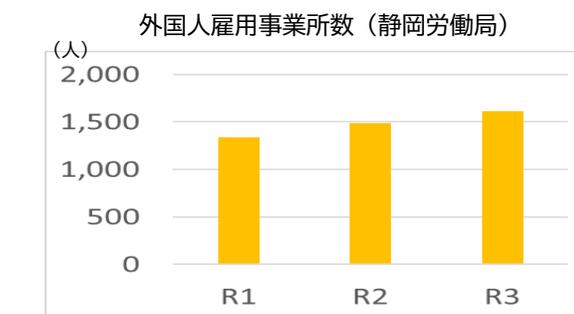
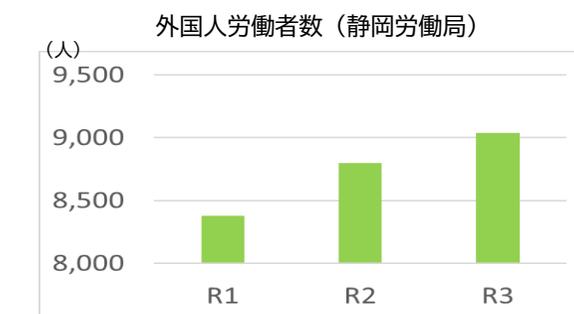


労働者

本市は、地方経済の中心都市であり、専門的な「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持つ市民が数多く暮らしています。

また、外国人材の受入拡大を背景に技能実習生も増加しています。

静岡労働局の調査では、2021（令和3）年に、9,040人の外国人労働者が働いており、雇用する事業所も1,611件と増加傾向にあります。



1) 静岡市における多文化共生

③ 市民アンケートなどの調査結果

令和2年度 外国人住民アンケート2020

2020（令和2）年、外国籍の市民3,000人（無作為抽出／回答数890）を対象に行ったアンケートから、次のような実態が分かりました。

- 仕事をしている・・・8割
- 中学生以下の子どもがいる・・・4人に1人
- 子どもには日本の大学か専門学校を卒業希望・・・6割
- 地域活動などにも何も参加していない・・・4割
- 外国人ということで差別された経験がある・・・4割
- 日本語を学びたい・・・半数以上
- 今後もずっと日本に住む予定・・・半数弱
- 静岡市はとても暮らしやすい・・・3人に1人
- 卒業後は日本で就職したい留学生・・・半数以上
 - ・ うち静岡市内で就職したい・・・3人に1人

また、総合的に本市の外国籍市民の意向などについて、次のようなことを把握できました。

- 生活における主な悩みは、日本語、お金、自分や家族の老後のこと
- 日本語や日本の文化を習いたい
- お祭りに参加したい
- 相談の相手は、日本にいる家族や日本人の友人
- 地震や水害があったときに助け合えるよう、地域の日本人と知り合いになりたい
- 子どもの学校のことなどで困ることは、自分のルーツの言語・文化を教えられていないことと、学校からの日本語の連絡や通知が読めないこと
- 市役所窓口では、やさしい日本語を使ってほしい

令和3年度 多文化共生のまちづくりアンケート

2021（令和3）年、日本国籍の市民2,000人（無作為抽出／回答数772）を対象に行ったアンケートから、次のような意識や自実態がみられました。

- 多文化共生を重要と思う・・・3人に1人
 - ・ どちらかといえば重要と思うを合わせると4人に3人
 - ・ 若い世代のほうが重要と思う人が多い
 - ・ 理由は多様な価値観や考え方を学ぶことができるため
- 市内に外国人の知り合いがいない・・・4割
 - ・ 40代、50代は知り合いが多い
- 外国人に対する差別を見聞きしたことがある・・・2割
 - ・ 地域、職場、学校など様々な場面でみられる

また、多文化共生を推進する上で、次のような意向があることがうかがえました。

- 外国人住民とのより良い関係のためには、お互いに挨拶などの声掛けを行う
- 市は外国人住民に、日本の文化・習慣を学ぶ機会の提供や、地域社会のルールの周知をしてほしい
- 市は日本人住民に、様々な国の文化や習慣などを学ぶ機会の提供や、外国人住民との交流機会を充実してほしい
- 外国人住民から、その国の文化を学んでみたい。

外国人住民アンケート2020



多文化共生のまちづくりアンケート



1) 静岡市における多文化共生

③ 市民アンケートなどの調査結果

令和2年度～3年度 ヒアリング調査など

事業所や学校などを対象に行ったヒアリングや自治会・町内会長を対象に行ったアンケート調査などからは以下のような状況もみられました。

外国籍の労働者を雇う事業所 7件

- 高卒人材の雇用難で技能実習生の受入を増やしたい
- 何かあった場合の通訳の支援がほしい

技能実習生を監理する管理団体 2件

- 母国と基準が違うゴミの出し方はしっかり教えている
- 実習生の相談は、体調不良や技能検定についてが多い

留学生が通う日本語学校・専門学校・大学 9件

- 学生は、ごみの分別や騒音などのトラブルがある
- 病院の受診は日本語が不慣れで難しい場合がある
- 学校として日本人との交流をもっと増やしたい
- 市は、来日したばかりの学生のための生活オリエンテーションを支援してほしい
- 日本語教師の人材不足が課題

外国籍の住民が生活する自治会・町内会など

- 外国人との共生に課題があると感じる・・・4人に1人
- ゴミ出しなど最低限の生活のルールを守ってほしい
- 町内で外国人との交流会を開いたらとても楽しかった
- 地域のお祭りや運動会に留学生が参加している
- 外国人の子育て世帯の方も自治会役員をがんばっている

静岡市多文化共生のまち推進条例骨子案パブリックコメント

2021（令和3）年、条例骨子案のパブリックコメントでは、93人から日本語または英語で236件の意見を提出いただきました。その中には、施策の4つの柱についての63件の意見など、具体的な事業についても貴重な提案がありました。

施策への主な意見

- 外国人と日本人の交流会の開催
- 文化や宗教の体験
- 日本人の理解促進
- 労働環境の整備、労働についての相談充実
- 留学生の就職支援
- 緊急時の多言語対応のコールセンター整備
- 自然災害や防災の分かりやすい情報提供
- 地域の防災訓練への外国人住民の参加
- 通訳人材・ボランティアの育成
- やさしい日本語の普及
- 国の文化やルールの違いなどの学び合い
- 多文化共生教育の充実
- 日本語講座を気軽に受けられるサポート
- 小中学校の日本語教育の充実
- 市民が先生となる日本語教室の充実
- 静岡わいわいワールドフェアの拡充
- 留学生との座談会
- 地域での生活を支援するボランティアの育成
- 自治会・町内会の研修

2) 多文化共生を取り巻く社会情勢

① 国の動き

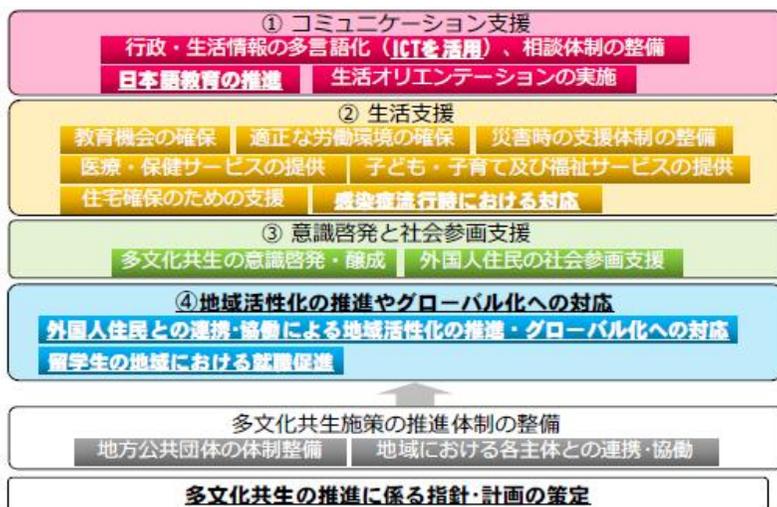
外国人材の受入拡大

国は、入管法（出入国管理及び難民認定法）をたびたび改正し、日本で働くことのできる資格を増やすなど、外国人労働者の受入拡大を図る出入国政策により、国内に在留する外国人を過去最高水準に増やしています。

また、特定の民族や国籍の人々への差別意識を煽るヘイトスピーチが社会問題化し、ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）を制定し、地方自治体に地域の実情に応じた施策を講ずるよう求めています。

2018（平成30）年には、『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策』を定め、各省庁による横断的な社会統合政策の推進を図り、また、2020（令和2）年に『地域における多文化共生推進プラン』を改訂し、地方自治体の多文化共生の推進に関する一層の取組強化を促しています。

自治体が求められる多文化共生推進施策（『地域における多文化共生推進プラン』）



日本語教育の推進

2019（令和元）年、国は、日本語教育推進法（日本語教育の推進に関する法律）を制定し、自治体が地域の実情に応じた日本語教育推進施策を総合的・効果的に行うための基本的な方針（おおむね5年ごとに見直しを検討）を定め、日本語教育推進施策の策定・実施を地方自治体に促しています。

多文化共生のための日本語教育推進

日本で生活する人が日本語を話し、読み、書きすることは、一人ひとりレベルに違いはあるとしても、その人の安心できる生活のため、周囲の人との日常生活での意思疎通のため、そして、活発な交流によるまちの活力向上のためにも重要です。

条例第8条第2項は、「市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする」とされており、この計画に位置付ける日本語教育推進の施策推進のための基本方針について、この計画に示します。

【 [関連ページ P28](#) 】

日本語教育の推進に関する法律（抄） （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の基本的な方針）

第11条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

2) 多文化共生を取り巻く社会情勢

② 静岡県の動き

静岡県多文化共生推進基本条例

静岡県は、2008（平成20）年、全国的にも宮城県（2007年）に続き多文化共生に関する条例「静岡県多文化共生推進基本条例」を制定しています。条例制定の背景には、入管法改正を受けた県西部地域の南米日系人の増加がありました。

この条例では、多文化共生を「県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすこと」と定義しました。そして、多文化共生推進施策について、県の役割を明らかにするとともに、市町の役割の重要性を規定し、市町と協働した取組を行うこととしました。

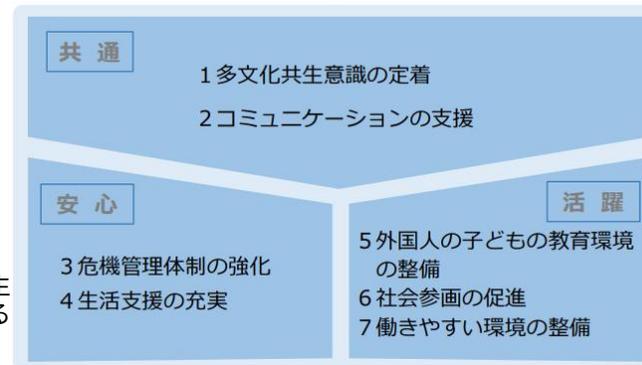
静岡県多文化共生推進基本条例（抜粋） （市町との協働）

第8条 県は、多文化共生の推進に関する市町の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生の推進に市町と協働して取り組むものとする。

ふじのくに多文化共生推進基本計画

現在、静岡県は、静岡県多文化共生推進基本条例に基づく2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までを計画期間とする『ふじのくに多文化共生推進基本計画』を定めて各種施策の展開を図っています。

計画では、「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す」ことを基本目標とし、「多文化共生意識の定着」など7つの施策の柱を定めています。



『ふじのくに多文化共生推進基本計画』における施策の柱

③ その他

一般財団法人静岡市国際交流協会

市の外郭団体であり、国に地域国際化協会として認定されている一般財団法人静岡市国際交流協会は、本市の国際化推進や多文化共生の推進について、ともに活動しています。

これまでにも、外国人相談員を置いた多言語による相談窓口の運営、生活者のための日本語教室の開講など地域日本語教育の推進、異文化理解に寄与する市民イベント「静岡わいわいワールドフェア」の開催など様々な取組を連携しています。

多文化共生のまち推進のための関係機関との連携

条例では、市の責務として、多文化共生のまちの推進施策の実施は、国、県、関係機関と連携を図るものとされています。

国際情勢や国内の社会経済情勢の動きを注視し、国、県や一般財団法人静岡市国際交流協会、また、経済関連団体や教育関連団体、自治会・町内会や市民グループ、さらには、国連機関など、幅広い関係機関と連携し、多文化共生のまちを推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1) 多文化共生のまちの実現に向けて

多文化共生のまちの実現に向けて

静岡市多文化共生のまち推進条例の制定

2020（令和2）年度と2021（令和3）年度の調査から、地域や職場、学校などの様々な所で、異なる文化や生活習慣への無知や無関心によるトラブルや差別があることが分かっています。

今後、外国籍の市民のさらなる増加とともに、永住者が高齢化することに伴う孤立化や、日本語教育が必要となる人々の増加による情報格差の拡大など、課題が深刻化していくことも予想されます。

国籍や民族に関わらず、多様な文化を背景に持つ市民が多文化共生意識を高め、助け合いや学び合いなどの交流を育み、一人ひとりが価値を創造できるよう、多文化共生のさらなる推進が重要です。

このように多文化共生の重要度の高まりを背景に、2022年7月、静岡市多文化共生のまち推進条例が制定されました。

条例では、「多文化共生のまち」を、外国籍か日本国籍かで二分化せず、ともにこのまちで暮らす仲間であることを踏まえ、「全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち」と定義しました。

そして、誰一人取り残さず、みんなとともに幸せに生活できる社会のために、助け合いや学び合いといった社会的包摂

（ソーシャル・インクルージョン）を進め、一人ひとり異なる個性や価値観などの多様性（ダイバーシティ）をまちの活力とすることを、本市の多文化共生の方向性として示しています。



静岡市多文化共生のまち推進条例

静岡市多文化共生のまち推進条例ができました

80カ国以上

静岡市には世界のいろいろな所からやってきて、
ともに生活している人たちがいます。

生活習慣、ことば、
食事、宗教なども
持っている文化はひとりひとりちがいますが、
みんなこのまちで学び働き
暮らしている仲間である「静岡人」です。

私たちはそれぞれの文化を大切にしていきます。
私たちはお互いに助け合ったり学び合ったりしていきます。
私たちはみんなのためにひとりひとりの個性を活かしていきます。

ダイバーシティ&
ソーシャルインクルージョン

そして誰ひとり取り残さず
みんなが幸せに生活できるまちをつくりまします。

笑顔！
～前文より～

さべつ 差別をなくして
みんなの文化や
生活習慣を
大切にしよう

ちいき 地域、職場、
学校、家庭などで、
みんなが助け合おう
学び合おう

ちしき みんなの知識や
経験を活かした
まちにしよう

SDGs 10
17

2) 計画の基本的な考え方 / 計画の目標

計画の基本的な考え方

市内には、外国出身の人とともに暮らしています。文化や生活習慣が他の人と違うことは、現代の日本社会では当たり前のことであり、誰もが多文化共生の意識を持つことが大切です。

本市は、2022年に「静岡市多文化共生のまち推進条例」を定め、まちを挙げて多文化共生に取り組むこととしています。これは、外国人と日本人の共生のためだけではなく、市民一人ひとりの暮らしを豊かにするため、そして、将来にわたるまちの発展のためのものです。

この計画では「多文化共生のまち」の実現に向け、条例に定めた基本理念、施策の基本的事項（4つの柱）に沿って、市民主体のまちづくりを推進する事業展開を図ります。

市は、計画の施策を、国、県、静岡市国際交流協会や経済・教育関連、国連機関などと連携して取り組みます。

このことにより、2030年のSDGs（国連が定めた「持続可能な開発目標」）の達成にも貢献します。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生のまち 全ての人々が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。

（基本理念）

第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 全ての人々が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
 (2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
 (3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

施策の基本的事項（条例第7条～第10条）

生活環境の整備

教育の充実

地域における交流促進

担い手の育成

[各施策に共通するSDGs]

10 人と国の不平等をなくそう



3) 計画の目標

計画の目標

8年間のまちづくりビジョン

この計画の目標は、次のとおり、市民が「交流」と「協働」をキーワードとする共通のビジョンのもと、条例に示された「多文化共生のまち」の実現に向け、8年間のまちづくりを進めることとします。そして、4つの施策ごとに掲げる成果指標を達成します。

「多文化共生のまち」の実現に向け、多様な市民が交流し、協働して、誰もが住みやすいまちづくりを進める

多文化共生のまち（静岡市多文化共生のまち推進条例第2条）

全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち



第4章 施策の柱

1) 施策1 安心できる生活環境づくり

① 施策の方針

市民の安心な生活のためには、たとえ日本語や日本の生活習慣に慣れていないとしても、困惑することなく行政サービスを受けられるようにしなくてはなりません。このため、やさしい日本語や多言語で、必要な時に必要な人に届くような分かりやすく、手に入りやすい行政情報の提供を行います。

相談窓口「静岡市多文化共生総合相談センター」について、国、県や関係機関との連携を深め、一層の機能強化を図ります。

また、外国から転入してきた市民も、日本での生活に必要な知識等を得て、地域や職場などで個性を活かして、社会で活躍することが期待されます。一人ひとりの生活状況に合わせた支援に、市民や事業者・団体と協働して取り組みます。

【関連SDGs】

- 3 すべての人に健康と福祉を
8 働きがいも経済成長も



(生活環境の整備)

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

③ 主要事業

やさしい日本語の普及

日本語の理解やコミュニケーションに困難を抱える人に配慮した「やさしい日本語」を行政情報の提供や、講座の開催により広めます。



② 成果指標

「静岡市はとても暮らしやすい」と思う外国籍市民の割合



設定の理由

生活への安心感については、調査時点の社会経済情勢等により左右される懸念を含みます。しかしながら、この施策の成果を特に受けられる外国籍市民の意見を指標とし、2020年度の外国人住民アンケート調査の質問項目と比較できる設定としました。「まあまあ暮らしやすい」と答えた人の3分の1が「とても暮らしやすい」に移行し、過半数を超える人が「静岡市はとても暮らしやすい」と回答することを目標としました。

多文化共生総合相談センター

日本語に慣れていなくても気軽に何でも相談できる窓口の運営

ライフステージ別支援（子育て、就労、福祉等）

生活状況に寄り添う情報提供とサポート

災害多言語支援センター

外国語による災害時の情報提供や避難所の巡回支援

2) 施策2 教育の機会や場づくり

① 施策の方針

国籍や民族等による差別的扱いをなくし、多文化共生の意識を市民に根付くようしなければなりません。

このため、学校教育や生涯学習の場において、子どもから高齢者までの幅広い世代が、外国や日本の文化への理解を深め、国籍を超えて共通のテーマで話し合う、学び合いの機会を増やします。

また、市民が日本語のコミュニケーションに困難を抱えていても、学校や社会において円滑な生活を送ることができるための支援や、学校や地域における日本語教育を強化します。

【関連SDGs】

4 質の高い教育をみんなに
16 平和と公正をすべての人に



(教育の充実)

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

② 成果指標

「多文化共生が重要である」と思う日本国籍市民の割合



多文化共生のまちづくりアンケート調査

※中間評価から外国籍市民も対象に同様の調査を実施
※ヒアリングなど補足調査を実施

設定の理由

多文化共生に係る教育の機会や場づくりを通し、文化や生活習慣が異なる市民の相互理解を深め、本市が多文化共生のまちを目指す意義を知ってもらうことが大切です。特に日本国籍市民の意見を指標とし、2021年度の多文化共生のまちづくりアンケート調査の質問項目と比較できる設定としました。「どちらかといえば重要」と答えた人の3分の1が「重要である」に移行し、過半数を超える人が「多文化共生を重要である」と回答することを目標としました。

中間評価時には、外国籍市民にも同様の質問で調査し、市民全体の多文化共生意識を高めることを目標とします。

③ 主要事業

多文化共生のまち推進講座

市民や市民グループが講師となって座学やワークショップを通して多文化共生のまちについて学ぶ講座を開きます。



未就学児童から高齢者までの国際理解講座

外国の文化や習慣を学ぶ講座の開催

児童生徒の日本語指導、生活者のための日本語教室

生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供

国際的視点のための座談会

国際的なテーマについて国籍を超えて学び合う場づくり

3) 施策3 地域における交流の場づくり

① 施策の方針

多文化共生のまちの推進には、広い市域のあらゆる地域の中で、隣近所の住民どうしの交流が大切です。例えば、ゴミ出しや騒音のトラブルの解消など、現在も外国籍市民が多く生活する地域では、自治会・町内会を中心に先進的な地域参画促進の取組が見られます。

このような取組を市内各地に広めるとともに、やさしい日本語を通じたコミュニケーションを充実させていくことで、市民の学び合いや助け合い、社会参画を促進し、多文化共生の意識向上を図ります。

さらに、市や市民主体の行事やイベントなどで、多様な文化や生活習慣への理解を深められる交流機会の創出や支援をしていきます。これら関連事業を集中して行う「多文化共生月間」を定めるなどして、多文化共生の効果的な啓発を行います。

【関連SDGs】

- 11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナリシップで目標を達成しよう



(地域における交流促進)

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

② 成果指標

地域活動・文化活動等に参加する外国籍市民の割合



外国人住民アンケート調査

※ヒアリングなど補足調査を実施

地域活動・文化活動等・・・「自治会・町内会の清掃やイベント」「お祭り」「スポーツ」「自分の言葉・文化を日本人に教える」「日本語・日本文化を習う」「福祉活動（お年寄りのケアなど）」「日本で暮らしている同じ出身国の人や、他の外国人を助ける」など

設定の理由

地域における交流の進展度合いの測定材料として、特に外国籍の市民が地域活動や文化活動などに参加できているかどうかを指標としました。2020年度の外国人住民アンケート調査（無回答を除く。）で、参加している活動についての問いに「何も参加していない」と答える人が43%あり、20%に半減することを目標としました。

③ 主要事業

多文化交流イベント

国籍や民族等を超えた文化体験やゲームなどの交流プログラムを楽しめるミニイベントを市内各地で開きます。



静岡わいわい ワールドフェア

外国の食や文化に気軽に触れられる、市民イベントの開催

多文化共生交流 スポット整備

文化や生活習慣が異なる人々の出会いと交流の場づくり

地域のお祭り ・交流参加促進

お祭りやスポーツなどでの多文化交流や参加の促進

4) 施策4 多文化共生のまちの担い手づくり

① 施策の方針

文化や生活習慣に関わらず、誰もがみんな静岡人（ともに静岡市で生活する仲間である）という共通認識のもと、国籍や民族、世代を問わず、多文化共生のまちづくりに意欲的に取り組む人材の育成、ネットワーク化に取り組みます。

市民一人ひとりの個性を尊重した活動や学び合いを推進します。

「安心できる環境づくり」、「教育の機会や場づくり」、「地域における交流の場づくり」の各施策の担い手づくりに市民、事業者・団体、行政が協働して取り組めるよう施策展開を図ります。

[関連SDGs]

- 11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう



(担い手の育成)

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

② 成果指標

市の多文化共生関連事業における協働者数



協働者数…事業計画に登載する多文化共生関連事業（各種講座、日本語学習支援、イベント、外国人のための防災訓練など）で、国籍や有償・無償を問わず、市や静岡市国際交流協会と協働する人の数

設定の理由

多文化共生の担い手を育成し、市の多文化共生に関連する啓発事業、生活支援、教育、地域交流促進などの事業で、協働する市民ボランティア（有償・無償問わず）の数を指標としました。市民が活躍する場面は、市との協働事業に限られたものではありませんが、活躍機会やしくみを率先してつくり現状値から倍増する目標としました。

現状値…多文化共生啓発事業交流プログラム運営メンバー、静岡わいわいワールドフェア運営委員・ボランティア、外国人防災リーダー、日本語ボランティア、学校教育における日本語指導員、適応相談員、学生ボランティアの合計

③ 主要事業

多文化共生サポーター養成講座

様々な文化や生活習慣を持つ市民どうしの学び合いや助け合いを推進する市民サポーターを養成します。



自治会・町内会、事業者向け研修

地域や職場で多文化共生を広める担い手の養成

日本語教育人材育成

日本語を学びたい人をサポートする人の育成と活動支援

多文化共生ボランティア交流会

多文化共生に取り組む人と人とのネットワーク化

第5章 計画の推進体制

1) 計画の推進体制

① 審議機関

静岡市多文化共生協議会

この計画策定にあたり、答申をいただいた市附属機関「静岡市多文化共生協議会」については、条例に規定があります。

計画策定または変更の際の答申のほか、多文化共生のまちの推進に関する施策や重要事項について審議します。有識者や関係団体代表者のほか、外国籍、日本国籍双方の市民の立場からの意見を聴く機関としても機能します。

② 検討組織

多文化共生推進会議・関係課長会議

市内部組織として、毎年度の計画関連事業の進捗状況の把握と計画変更の検討は、局長級の多文化共生推進会議及び多文化共生関係課長会議が担います。

これらの庶務は、観光交流文化局国際交流課が担当し、市民の意見聴取や他都市事例の調査研究、一般財団法人静岡市国際交流協会と役割分担等の調整を行うとともに、全庁的な情報共有のもと、事業を所管する課が必要な予算措置を行います。

(静岡市多文化共生協議会)

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

(組織)

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 多文化共生に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者
- (4) 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者

3 市長は、前項第4号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

年間スケジュール

推進体制		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議	○ 静岡市多文化共生協議会		◆ 諮問(重要事項)		◆ 審議		◆ 審議				◆ 答申		
検討	○ 多文化共生推進会議 ○ 多文化共生関係課長会議 ○ 関係課(事業予算化)			◆ 進捗管理	◆ 重点事業		● 全体事業		◆ 進捗管理	◆			◆ 市議会の議決

第6章 日本語教育推進基本方針

静岡市日本語教育推進基本方針

参照：日本語教育の推進に関する国の動き【 [関連ページ P14](#) 】

① 静岡市における日本語教育の現状と課題

現状

「外国人住民アンケート2020」で、外国籍の市民の日本語能力を調査したところ、日本語の「会話」「読み」「書き」に全く困らない人は、国籍や在留資格による違いがあるものの、それぞれで3割以下となっています。特に、「読み」「書き」については、外国籍市民の4分の1以上を占める「永住者」の在留資格を持つ人でも、3割程度しかない状況です。

また、全体で「読み」が全くできない人も約5%いる状況ですが、簡単な漢字やフリガナを付ければ4人に3人が読めることから、「やさしい日本語」によるコミュニケーションがある程度有効であることが分かります。

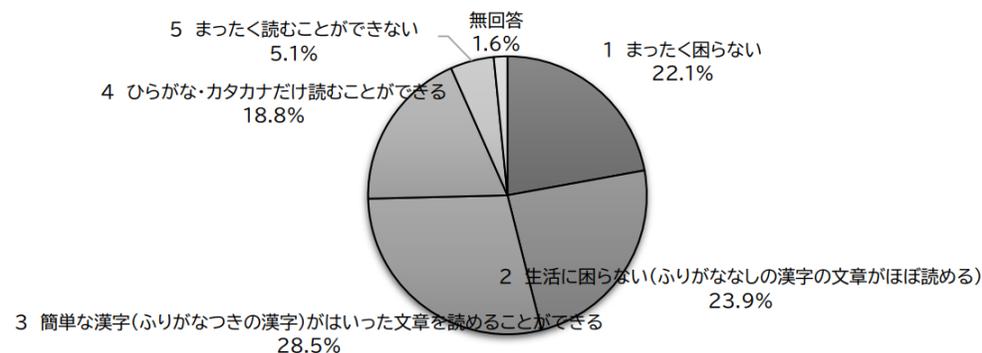
アンケートからは、日本語を学ぶ意向があっても、時間がないことなどを理由に学ぶことができていない人も多く、言葉の壁が日常生活における最大の悩みとなる実態もうかがえます。

本市における日本語教育は、市民団体や一般財団法人静岡市国際交流協会による「生活のための日本語学習支援」、大学や日本語教育機関、企業などによる「学問としての日本語教育」や「進学、就労のための日本語教育」、教育委員会による「児童生徒の日本語指導」が実施されています。

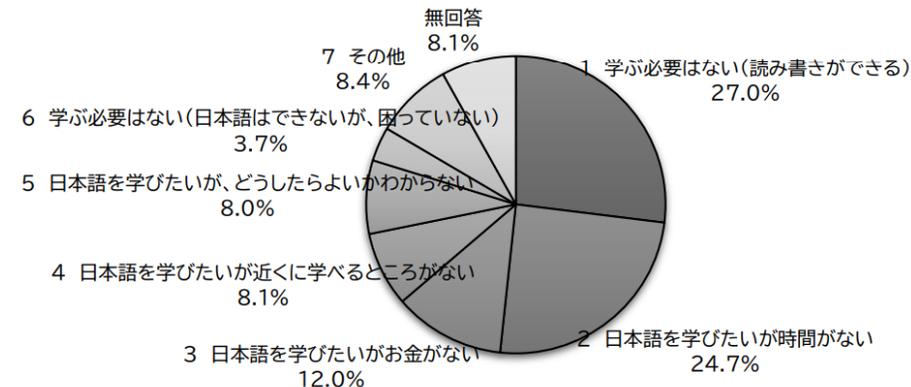
特に「生活のための日本語」と「児童生徒の日本語指導」は、生活者やその子どもを対象としていることから、地域社会や学校生活への適応施策として国の支援を受け、自治体が主体的に取り組むよう求められています。

なお、日本語教育は、外国籍の市民に限らず、外国からの移住者や家庭環境により日本国籍であっても日本語が不慣れな人も対象となるものです。

日本語を「読むこと」はどれくらいできますか？（静岡市）



日本語を学ぶことについてどう思いますか？（静岡市）



静岡市日本語教育推進基本方針

① 静岡市における日本語教育の現状と課題

課題

条例は「市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする」と規定しています。

日本語は、日本での生活の様々な場面で意思疎通の基礎となるほか、日本の文化や生活習慣、価値観を知る面においても、ともに暮らす日本語に不慣れな市民の習得を推進する必要があります。また、日本語教育による学ぶ人と教える人との交流は、職場や学校と家庭だけの単調な生活になりがちな人にとって、第3の居場所（サードプレイス）となり、生活を豊かにする場にもなります。

この計画において、市民どうしの助け合いや学び合いなどの交流と協働によるまちづくりを進めていく上で、日本語教育の充実に取り組む必要があります。

有識者、日本語教育に関わる市民団体や企業の代表者、市教育委員会とともに、地域の日本語教育や子どもの日本語教育についての課題などを協議する「地域日本語学習推進総合調整会議」（事務局：一般財団法人静岡市国際交流協会）から、2021（令和3）年度に次のような市の取組への意見が示されました。

- 市の日本語教育の全体像の提示
- 日本語学習機会の十分な提供
- 言語保障の観点からの行政サービスとしての実施
- 転入時の日本語教育についての十分な情報提供
- 日本語学習支援の担い手養成（研修などの実施）
- 児童生徒の安定的、継続的な学習環境の整備
- 外国につながる児童生徒と保護者への市内同一の教育や情報、情報の入手手段の提供
- ICTの活用による児童生徒、保護者、学校との意思疎通

② 基本方針

市は、条例が定める多文化共生のまちの推進に寄与する日本語教育の推進について、市民主体の取組を促進し、次の基本方針を定めて施策に取り組みます。

施策の実施は、国、県、静岡市国際交流協会や経済・教育関連、国連機関などと連携します。このことにより、2030年のSDGs（国連が定めた「持続可能な開発目標」）の達成にも貢献します。

日本語を学びたい人が、安定して日本語教育を受けられるよう、日本語教育に携わる市民、事業者、学校、関係機関とのネットワーク強化、指導者や学習支援者の育成、情報提供の充実に取り組みます。

〔関連SDGs〕

- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナシップで目標を達成しよう



③ 主要事業

児童生徒の日本語指導、生活者のための日本語教室

生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供

日本語教育人材育成

日本語を学びたい人をサポートする人の育成と活動支援



【参考】在留資格一覽

在留資格	該当例	在留期間 *指定期間=法務大臣が個々に指定する期間	市内人数
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	0
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	0
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月	19
芸術	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月	0
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	12
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月	0
高度専門職 1号	ポイント制による高度人材	5年	13
高度専門職 2号		無期限	2
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	46
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	0
医療	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	11
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	0
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	67
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月	1,027
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月	33
介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月	5
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	6
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	146
特定技能 1号	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月	491
特定技能 2号	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月	0
技能実習 1号	技能実習生	指定期間(1年を超えない範囲)	715
技能実習 2号		指定期間(2年を超えない範囲)	416
技能実習 3号		指定期間(2年を超えない範囲)	325
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月	4
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	—
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	指定期間(4年3月を超えない範囲)	1,741
研修	研修生	1年、6月又は3月	3
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	指定期間(5年を超えない範囲)	722
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は指定期間(5年を超えない範囲)	232
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	3,029
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月	562
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	121
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は指定期間(5年を超えない範囲)	509
特別永住者	入管特例法の規定に基づき本邦で永住することができる者	無期限	979

【参照】法務省出入国在留管理庁資料、住民基本台帳(令和4年12月末) ※「短期滞在」の市内人数は集計なし

【参考】静岡市多文化共生のまち推進条例

しずおかしたぶんかきょうせい すいしんじょうれい
静岡市多文化共生のまち推進条例(令和4年条例第27号) 令和4年7月12日施行

しずおかしたぶんか いろいろなところから やってきて、ともに生活している人たちがいます。持っている文化はひとりひとりちがいますが、みんなこのまちで学び働き暮らしている仲間である「静岡市」です。

わたしたちはそれぞれの文化を大切にしています。私たちはお互いに助け合ったり学び合ったりしていきます。私たちはみんなのためにひとりひとりの個性を活かしていきます。そして誰ひとり取り残さずみんなで幸せに生活できるまちをつくります。

このため私たちはこのまちのきまりをつくります。

(目的)

第1条 この条例は、多文化共生のまちの推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともにこれらにのっとり多文化共生のまちの推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、多文化共生のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 多文化共生のまち 全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。
- 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において事業を行い、若しくは活動を行う個人をいう。
- 事業者 市内において事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 全ての人が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
- 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
- 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進の重要性を理解し、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、基本理念にのっとり、事業活動又は地域活動において多様な文化又は生活習慣を持つ市民が活動し、又は活躍することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(生活環境の整備)

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実)

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

(地域における交流促進)

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成)

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多文化共生推進計画)

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共生協議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない

4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(静岡市多文化共生協議会)

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

(組織)

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 多文化共生に関し優れた識見を有する者
 - 関係団体を代表する者
 - 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者
 - 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者
- 3 市長は、前項第4号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 協議会に、会長の指名により、副会長を置く。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、観光交流文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に静岡市附属機関設置条例(平成30年静岡市条例第17号)別表第1の静岡市多文化共生協議会(以下「附属機関条例協議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同日における附属機関条例協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

Special Thanks

静岡市多文化共生協議会委員(第10期/2023年度)

伊藤 洋子 様

磐村 文乃 様

小川 毅 様

加藤 伶奈 様

ゴー グエン ゴック ترام 様

パメラ ジュール 様

高畑 幸 様

長阪 有美奈 様

中島 一彦 様

中村 直保 様

野田 敏郎 様

ホリウチ アリッセ イズミ 様

松永 秀昭 様

パブリックコメントでご意見を提出していただいた皆様

静岡市多文化共生推進計画2023-2030

発行年月:2023(令和5)年3月

発行:静岡市 観光交流文化局 国際交流課

住所:〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話:054-221-1303

静岡市ウェブサイト
「多文化共生のまちづくり」



令和6年実績（第2期計画関連事業）

別

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度			⑦決算額 (千円)	⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績				
1	1 安心できる生活環境づくり	避難地標識板の絵文字化とローマ字化	避難地標識板に絵文字とローマ字表記を行う。	多言語表示の避難地標識板を3か所設置する。	766	多言語表示の標識を設置した。(6か所) ①令和6年6月3日、静岡県立工科短期大学校に避難所看板を設置 ②令和6年8月20日、エスパルスドリームプラザに津波避難ビル看板を設置 ③令和6年10月7日、北安東1丁目ゆめみらい公園に避難所看板を設置 ④⑤令和6年12月18日、江尻生涯学習交流館及び由比生涯学習交流館に津波避難ビル看板を設置 ⑥令和7年3月10日、JCHO清水さくら病院に津波避難ビル看板を設置。	1,655			危機管理課
2	1 安心できる生活環境づくり	市ホームページの多言語化対応	掲載情報を多言語で提供する(英語、中国語、韓国語等に自動翻訳)。	市ホームページ上において、多言語自動翻訳サービスを提供する。	CMSサーバー保守委託料を含む	市ホームページ上において、多言語自動翻訳サービスを常時提供	CMSサーバー保守委託料を含む	○		広報課
3	1 安心できる生活環境づくり	静岡市英文表記要領の整備	組織機構の改正等に伴い「静岡市英文表記要領」を改訂する。	新年度における組織機構改編に伴い、静岡市英文表記要領に記載されている組織機構名及び職名の英文表記を修正し、各所管課に周知する。	0	組織機構改編に伴い、3月に静岡市英文表記要領に記載されている組織機構名の英文表記の修正を行い、その内容を各所管課に周知した。 各所管課では、外国人向けの表示(課の表示版や名刺等)を新年度用に更新する際に、総務課から周知された情報を活用している。 なお、新設等の職名はなかったため、職名の英文表記は更新していない。	0	○	○	総務課
4	1 安心できる生活環境づくり	「静岡市のあらまし」英語版の作成	多言語による情報提供の充実を図るため「静岡市のあらまし」の英語版を作成する。	多言語による情報提供の充実を図るため「静岡市のあらまし」の英語版を作成する。	0					企画課 大前
5	1 安心できる生活環境づくり	自治基本条例のふりがな表記	外国人住民の参画ができる自治基本条例のPRを行う。	平成21年度から、ふりがなを付した条例の公表を行っている。	0					企画課
6	1 安心できる生活環境づくり	市役所庁舎内課名表示板へのふりがな・英語併記	市役所庁舎内課名表示板へのふりがな・英語併記	組織機構改正に伴う案内板、サイン等の修繕を適宜実施予定	—	機構改正時に課名変更があった課に対し、課名吊り下げサインにふりがな、英語を表記した。	—			管財課
7	1 安心できる生活環境づくり	通知用封筒への問合せ先の英語併記	通知用封筒の問合せ先に英語併記を行う。	納付書や通知を送付するための封筒に、「静岡市役所滞納対策課」を「Shizuoka City Delinquent Tax Collection Division」と英語で併記する。	0	納付書や通知を送付するための封筒に「静岡市役所滞納対策課」を「Shizuoka City Delinquent Tax Collection Division」と英語で併記した。	0	○	○	滞納対策課
8	1 安心できる生活環境づくり	住民税にかかる多言語版パンフレットの作成・配布	住民税にかかる多言語版パンフレットの作成・配布を行う。	住民税にかかる多言語版パンフレットの作成・配布を行う。	8	英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語の4カ国語のチラシを配架した。	0		○	市民税課
9	1 安心できる生活環境づくり	通知用封筒への問合せ先のローマ字併記	通知用封筒の問合せ先にローマ字併記を行う。	通知用封筒の問合せ先にローマ字併記を行う。 (個人市県民税(普通徴収))178,000枚 (軽自動車税種別割)182,000枚 (法人市民税)33,000枚 (事業所税)2,000部	(個人市県民税(普通徴収))1,090千円 (軽自動車税種別割)1,061千円 (法人市民税)422千円 (事業所税)59千円	通知用封筒の問合せ先にローマ字併記を行い、納税義務者等に送付した。 (個人市県民税(普通徴収))178,000枚 (軽自動車税種別割)181,000枚 (法人市民税)29,000枚 (事業所税)2,000部	(個人市県民税(普通徴収))1,415千円 (軽自動車税種別割)916千円 (法人市民税)269千円 (事業所税)76千円	○	○	市民税課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度			⑧対象に留学生を含む・含まない	⑨提供資料の有無	所管課	
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実績				⑦決算額(千円)
10	1 安心できる生活環境づくり	税証明発行手続きの多言語化	・英語・中国語表記の課税証明申請書の設置 ・ホームページにおいて英語・中国語表記の課税証明の郵便請求方法の掲載 ・証明発行窓口において英語の5ヶ年度分の課税年度表を設置及び課税証明書の受付の際、必要に応じて表を見せながら説明を行う	英語・中国語表記の課税証明申請書の設置 ・ホームページにおいて英語・中国語表記の課税証明の郵便請求方法の掲載 ・証明発行窓口において英語の5ヶ年度分の課税年度表を設置及び課税証明書の受付の際、必要に応じて表を見せながら説明を行う	0	英語・中国語表記の課税証明申請書の設置 ・ホームページにおいて英語・中国語表記の課税証明の郵便請求方法の掲載 ・証明発行窓口において英語の5ヶ年度分の課税年度表を設置及び課税証明書の受付の際、必要に応じて表を見せながら説明を行う	0	○	市民税課	
11	1 安心できる生活環境づくり	男女共同参画推進条例の多言語パンフレットの配布	「静岡県男女共同参画推進条例」の理解を図るため9言語に翻訳したパンフレットを配布する。	継続配布	0	本市の取組を日本語を母国語としない市民にも周知するため、窓口にて翻訳版のパンフレットを配備した。	0	○	男女共同参画・人権政策課	
12	1 安心できる生活環境づくり	人権啓発活動	人権啓発等をテーマにした各種啓発活動を実施する。	①エスパルスとの連携事業（3回） ②こども園での人権教育の実施（6園） ③人権啓発に係る講演会の実施（1回）	2,814	以下の各種啓発事業を通し、幅広い世代の市民に対し、お互いの違いを認め合い、尊重する意識の醸成を促すことができた。 ①エスパルスとの連携事業（3回） ②こども園での人権教育の実施（5園） ③人権啓発に係る講演会の実施（2回）	3,221	○	男女共同参画・人権政策課	
13	1 安心できる生活環境づくり	多言語版消費生活相談窓口案内ちらしの作成・配布	多言語版消費生活相談窓口案内ちらしを作成し配布する。	ちらしを適宜修正し、静岡・清水相談窓口などに設置し配布する。	0	チラシを静岡・清水の相談窓口などに設置し配布した。修正は無し。	0	○	○	生活安全安心課
14	1 安心できる生活環境づくり	街区表示板のローマ字表記	ローマ字表記の街区表示板を継続設置	住居表示地区に設置する街区表示板について、町名がローマ字で併記されているものを引き続き設置する。	0	住居表示地区に設置する街区表示板について、町名がローマ字で併記されているものを引き続き設置した。	0	○	○	戸籍管理課
15	1 安心できる生活環境づくり	各区戸籍住民課窓口における情報提供	外国人住民が多く立寄る各区戸籍住民課窓口において市の情報提供を行う。	【葵区】【駿河区】【清水区】 各区戸籍住民課に訪れた外国人住民への市の情報提供を行う。	0	【葵区】【駿河区】 住所異動等で窓口を訪れた外国人住民へ多言語で記載されたパンフレット等を渡し、市の情報提供を実施した。 ①転入手続をした外国人に対し「ごみの出し方ガイドブック」を希望者に配布。（英語・ポルトガル語・中国語・スペイン語） ②「静岡市ようこそ」「自治会・町内会に入りましょう」の各言語別パンフレットの配架。（英語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語・中国語） ③マイナンバーカードに関するお知らせ（英語・中国語）の配架。 各窓口においては、外国人の一般的な問い合わせに回答できるよう指差し会話表を備えている。	0	○	葵区役所戸籍住民課 駿河区役所戸籍住民課	
	1 安心できる生活環境づくり				0	【清水区】 転入手続きをする外国人を対象に、日本人の転入時にお渡しするパンフレットに加えて、次の3点を窓口で渡すようにしている。 ①「自治会・町内会に入りましょう」（パンフレット）英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語版 ②「ごみの出し方ガイドブック」（パンフレット）英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語版 ③「静岡市へようこそ！」（チラシ）英語、中国語版	0	○	○	清水区役所戸籍住民課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績	⑦決算額 (千円)			
16	1 安心できる生活環境づくり	繁忙期における大量の外国人留学生に対するスムーズな転入手続の実施【R6新規】	3月下旬から4月上旬にかけて大量の外国人留学生の転入手続きに対し、転入予定人数や時期等について、事前に学校や関係課と協議し調整を行う。	留学生の住民が多い葵区・駿河区の区役所において、繁忙期に転入してくる外国人留学生に対して、スムーズな手続きができるよう、調整を行う。	0	3月下旬から4月上旬にかけて大量の外国人留学生の転入手続きに対し、 ①事前に記入箇所を明記した転入届の様式を学校側に渡し記載をしてもらう ②国保や年金の手続きについて後日処理を行う ③繁忙期休日開庁や時間外窓口を利用してもらう等等学校や関係課と事前に協議し調整を行い800人を超える留学生の転入手続きについてスムーズに実施することができた。	0	○	葵区戸籍住民課 駿河区戸籍住民課	
17	1 安心できる生活環境づくり	証明交付請求にかかると多言語案内表示の設置	各種証明書の請求方法について多言語の案内表示を設置し、外国人住民にも適応した案内を提供する。	各種証明書の請求方法について多言語の案内表示を設置し、外国人住民にも適応した案内を提供する。	0	各種証明書の請求方法について、多言語の案内表示を設置した。	0	○	葵区役所戸籍住民課	
18	1 安心できる生活環境づくり	届出記載所案内表示	届出記載所において、やさしい日本語を使用した掲示物を設置することで、外国人住民にも適応した案内を提供する。	【葵区】 届出記載所及び記載案内周辺において、外国人住民向けの案内（やさしい日本語を使用する、外国語を併記する等）を設置し外国人住民が届出記載所案内窓口へ迷うことなくたどりつける環境を整える。	0	外国人住民向けの案内表示について作成中		○	葵区役所戸籍住民課	
18				【清水区】 届出記載所及び記載案内周辺において、外国人住民向けの案内（やさしい日本語を使用する、外国語を併記する等）を設置し外国人住民が届出記載所案内窓口へ迷うことなくたどりつける環境を整える。	0	記載台の案内表示にふりがなを記載し、外国人住民が該当の届出の記載例に自分でたどり着くことができるようになった。	0	○	清水区役所戸籍住民課	
19	1 安心できる生活環境づくり	外国人のための無料健康相談会内「保険相談コーナー」への職員派遣	他団体主催の外国人のための無料健康相談会で行われる「保険相談コーナー」に職員を派遣し相談に応じる。	外国人のための無料健康相談会 令和6年10月20日（日）開催予定。その他、開催要望のあった際に対応する。	0	日時：令和6年10月20日（日）午前10時から午後2時まで 会場：静岡済生会病院 参加者：葵区役所保険年金課職員1名 相談件数：2件（日本の保険制度についての説明、国民健康保険への加入条件と国民健康保険料についての説明）	0	○	葵区役所保険年金課、 駿河区役所保険年金課	
20	1 安心できる生活環境づくり	外国人住民アンケート調査の実施	本市の外国人住民をとりまく状況と生活実態を把握し課題等を分析するため、外国人住民を対象にアンケート調査を実施する。	平成25年度及び令和2年度に実施。6年度の実施はなし。令和7年度は実施予定。	0	—	0	○	国際交流課	
21	1 安心できる生活環境づくり	市広報紙「静岡気分」をホームページに多言語で公開	市広報紙「静岡気分」を英語と中国語に翻訳し、ホームページで公開する。	市広報紙「静岡気分」を英語、中国語、やさしい日本語でホームページに公開する。	0	市広報紙「静岡気分」を英語、中国語、やさしい日本語でホームページに公開した。	0	○	国際交流課	
22	1 安心できる生活環境づくり	静岡市多文化共生協議会の開催	静岡市多文化共生協議会を開催する。	第11期多文化共生協議会を4回開催し、「留学生が住みやすいまちづくり」について協議する。	644	第11期多文化共生協議会を4回開催し、留学生が住みやすいまちづくりについて協議をした。また市長に提言を行った。	540	○	国際交流課	
23	1 安心できる生活環境づくり	外国人住民施策連絡会議の開催	外国人住民施策連絡会議を開催する。	外国人住民の施策に関わる関係機関を集めた外国人住民施策連絡会議を開催する。	0	外国人住民施策に関わる26の関係機関による連絡会議を開催し、外国人住民の現況や多文化共生施策に関する情報共有などを行った。	0	○	国際交流課	
24	1 安心できる生活環境づくり	(一財)自治体国際化協会(CLAIR)の多文化共生メニューの活用	CLAIRの静岡市支部を設置し、多文化共生に資するメニューを活用する。	CLAIRの静岡市支部を設置し、多文化共生に資するメニューを活用する。	0	関係課に随時、情報共有を行い、国際化や多文化共生に資するセミナー、研修会、PRなどの情報を活用した。	0		国際交流課	
25	1 安心できる生活環境づくり	やさしい日本語の普及	日本語の理解やコミュニケーションに困難を抱える人に配慮した「やさしい日本語」を行政情報の提供や、講座の開催により広める。	「やさしい日本語」による行政情報の提供や、留学生と協働して講座を実施することで普及する。	540	市内3か所で市民対象のやさしい日本語を企画し、やさしい日本語とは、またやさしい日本語の実践について講座形式で学ぶとともに、ゲストの外国人留学生等と一緒に会場の展示物を紹介する資料を作成し、やさしい日本語についての理解を深めた。	118	○	国際交流課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績	⑦決算額 (千円)			
26	1 安心できる生活環境づくり	市役所・区役所英語・中国語版フロアガイドの掲示	来庁した外国人住民が目的の課が分かるよう市役所・区役所庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示する。	来庁した外国人住民が目的の課が分かるよう市役所・区役所庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示する。	0	【駿河区役所地域総務課】 エレベーターホールに各庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示している。	0	○	国際交流課 管財課 駿河区役所地域 総務課 清水区役所地域 総務課	
27	1 安心できる生活環境づくり	外国人住民のための生活相談体制の充実	多言語相談員による生活相談や、窓口等での案内及び手続きの通訳を行う。	静岡市の委託を受け、静岡庁舎・清水庁舎に相談窓口を設置し、相談コーディネーターと相談員が、生活相談や情報提供等相談にあたる。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営費の一部	静岡市の委託を受け、静岡庁舎・清水庁舎に相談窓口を設置し、相談コーディネーターと相談員が、生活相談や情報提供等相談にあたった。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営費の一部		国際交流課 (SAME)	
28	1 安心できる生活環境づくり	静岡市多文化共生総合相談センターの運営	在留外国人に対して、生活に係る適切な情報や、相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行う。	3区役所に相談窓口を設置し、多言語相談員が対面やタブレット端末を活用し、16言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、フランス語、韓国語、ネパール語、タイ語、ヒンディー語、ロシア語、日本語、ウクライナ語）で生活相談や窓口の手続きに対応する。	4,070	3区役所に相談窓口を設置し、多言語相談員が対面やタブレットを通して、15言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、フランス語、韓国語、ネパール語、タイ語、ヒンディー語、ロシア語、日本語、ウクライナ語）で生活相談や窓口での手続きに対応した。		○	国際交流課 (SAME)	
29	1 安心できる生活環境づくり	専門家による外国人住民のための生活相談会の開催	法テラス・行政書士会と連携し、弁護士、行政書士による、外国人住民のための生活相談会を開催する。	清水医師会が開催する「なんでもかんでも相談会」を案内する。在留資格等の相談については、行政書士会との間で顧問契約を結び、随時相談できる体制を維持する。法律相談については、収入に関する基準と資産に関する基準のいずれをも満たす場合に、法テラスの指定相談所として法律相談を実施する。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営の一部	希望者がいなかったため、実績なし。	0		国際交流課 (SAME)	
30	1 安心できる生活環境づくり	窓口対応時の通訳支援	窓口で外国人住民に対応する際、必要に応じて、通訳タブレット等による通訳支援を行う。	対面やタブレット端末、翻訳アプリ「voice tra」を活用し、15言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、フランス語、韓国語、ネパール語、タイ語、ヒンディー語、ロシア語、日本語、ウクライナ語）で生活相談や窓口の手続きに対応する。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営の一部	阪神淡路大震災から能登半島地震までの過去の災害の特徴や外国人支援の概要に関する講義や防災リーダーの役割についてディスカッション、災害図上訓練DIG体験、清水港での津波避難訓練を行った。全3回のうち、2回以上出席した2人を新たに静岡市外国人防災リーダーに認定した。	51	○	国際交流課 (SAME)	
31	1 安心できる生活環境づくり	外国人住民を対象とした防災・消火訓練及び防災情報の提供と防火講話	防災・防火意識の向上につながる防災・消火訓練及び防災情報の提供と防火講話を行い、防災リーダーとして地域の担い手を育成する。	災害時の情報収集方法と読み取り方、風水害への備えについての座学、災害多言語支援センター設置・運営訓練、普通救命講習を行った。全3回のうち、2回以上出席した5人を静岡市外国人防災リーダーに認定する。	320	阪神淡路大震災から能登半島地震までの過去の災害の特徴や外国人支援の概要に関する講義や防災リーダーの役割についてディスカッション、災害図上訓練DIG体験、清水港での津波避難訓練を行った。全3回のうち、2回以上出席した2人を新たに静岡市外国人防災リーダーに認定した。	51		国際交流課 (SAME)	
32	1 安心できる生活環境づくり	多言語対応可能な医療機関情報の提供	多言語対応可能な医療機関リストを作成しホームページで情報提供する。	照会があった際に、日本政府観光局（JNTO）の医療機関検索サイトや静岡市の救急当番医のサイトを案内する。	0	照会があった際に、日本政府観光局（JNTO）の医療機関検索サイトや静岡市の救急当番医のサイトを案内した。	0		国際交流課 (SAME)	
33	1 安心できる生活環境づくり	国際交流協会インターネットWebサイト	国際交流協会概要、イベント情報、主催事業実績、関連機関リンク、日本語学校リスト、静岡生活ガイドブック、救急当番医票、SAME news、市からのお知らせ、団体のお知らせ、その他官公署等からのお知らせを多言語で掲載する。	国際交流協会の概要や主催事業、日本語学習機関、役立つ情報等を多言語で掲載する。	1,420	国際交流協会の概要や主催事業の告知、日本語学習支援団体の情報等を多言語で掲載した。	369		国際交流課 (SAME)	
34	1 安心できる生活環境づくり	多言語情報発信	多言語で生活情報、行政サービスの紹介、国際交流イベント、団体活動状況の情報発信を行う。	（やさしい）日本語、英語、フィリピン語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語で、外国人住民のニーズに合った情報をウェブサイトやFacebookで発信する。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営の一部	やさしい日本語、英語、フィリピン語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語で、静岡市からのお知らせや、外国人住民のニーズに合った情報をWebサイトとFacebookで発信した。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営の一部		国際交流課 (SAME)	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を含む・含まない	⑨提供資料の有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実績	⑦決算額(千円)			
35	1 安心できる生活環境づくり	国際交流協会 Facebookでの情報発信	主催事業告知、実績レポートを掲載する。	協会主催事業の告知と報告のほか、市内で行われる国際交流イベントや多文化共生のセミナー等の情報を掲載する。	国際交流協会インターネットWebサイトの一部	主に、協会主催事業の告知等について掲載した。	国際交流協会インターネットWebサイトの一部			国際交流課 (SAME)
36	1 安心できる生活環境づくり	災害多言語支援センター運営	多言語による災害時の情報提供や避難所の巡回支援を行う。	「災害時の外国人被災者支援に関する協定書」に基づき、発災72時間以内を想定し、多言語による情報提供や広域連携の確認、避難所等へ(から)の情報収集に関するシミュレーションを行う。	0	市内で日本語教室を運営する2団体に運営補助金を交付した。	87		○	歴史文化課
37	1 安心できる生活環境づくり	歴史博物館 多言語パンフレット提供等事業	多言語パンフレット及び多言語音声展示解説等の提供を行う。	英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語にて以下を提供 ・歴史博物館パンフレット ・歴史博物館音声展示解説 ・歴史博物館ホームページ	0	英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語にて以下を提供した。 ・歴史博物館施設紹介パンフレット ・歴史博物館音声展示解説 ・歴史博物館ホームページ	0	○		文化財課 (三保松原文化創造センター)
38	1 安心できる生活環境づくり	三保松原文化創造センター 多言語パンフレット提供等事業	多言語パンフレット及び多言語音声ガイドの提供を行う。	・みほしるべ1階展示室: QRコードを活用した三保松原音声ガイド(英語・中国語・韓国語)を提供する。 ・みほしるべ2階展示室、三保半島3エリア: QRコードを活用した三保松原音声ガイド(英語、中国語)を提供する。 ・多言語パンフレット(英語・韓国語・中国語(簡体字・繁体字)・フランス語)を提供する。	音声ガイド等運用保守の一部 パンフレット増刷の一部	・みほしるべ1階展示室: QRコードを活用した三保松原音声ガイド(英語・中国語・韓国語)を提供した。 ・みほしるべ2階展示室、三保半島3エリア: QRコードを活用した三保松原音声ガイド(英語、中国語)を提供した。 ・多言語パンフレット(英語・韓国語・中国語(簡体字・繁体字)・フランス語)を提供した。(増刷は無)	音声ガイド等運用保守の一部	○	○	文化財課 (登呂博物館)
39	1 安心できる生活環境づくり	登呂博物館 多言語音声ガイド貸し出し等事業	多言語音声ガイドの貸し出し及び多言語パンフレットの提供を行う。	・音声ガイドについて、希望する来館者へ貸出をする。 ・多言語版パンフレットは送付依頼のあった設置個所に提供する。 ・登呂遺跡多言語解説員の育成	0	【対応言語】英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語 ・音声ガイドについて、希望する来館者へ貸出をした。(283人) ・多言語版パンフレットは館内に設置するとともに、送付依頼のあった設置個所に提供した。(約600部)	0		○	歴史文化課
40	1 安心できる生活環境づくり	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室 多言語パンフレット提供等事業	多言語パンフレット等の提供を行う。	英語にて以下を提供 ・施設パンフレット(東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園) ・駿府城公園ホームページ	0	英語にて以下を提供した ・施設パンフレット(東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園) ・駿府城公園ホームページ	0	○	○	文化振興課
41	1 安心できる生活環境づくり	文化施設のホームページ、施設パンフレット及び施設内案内表示等の多言語対応【R6新規】	文化振興課所管の文化施設における多言語化の取組みを行う。	ホームページ、施設パンフレット(利用案内)、施設内案内表示の多言語化への取組みを行う。	0	【静岡科学館】 多言語化したパンフレット(英語、中国語)の配布 【静岡市美術館】 英語、中国語、韓国語のホームページの作成 英語、中国語、韓国語のフロアマップの設置 英語版の年間パンフレットの作成 受付スタッフに英会話研修を実施 【静岡音楽館】 英語版のホームページの作成	0	○	○	文化振興課(芹沢銈介美術館)
42	1 安心できる生活環境づくり	芹沢銈介美術館における館内案内標示の多言語化および多言語パンフレットの提供	館内の案内標示の多言語化および多言語パンフレットの提供を行う。	引き続き、美術館利用案内の翻訳版および多言語パンフレットを受付に設置する。	0	美術館利用案内の翻訳版および多言語パンフレット(英語、ロシア語、ポルトガル語、フランス語、スペイン語、韓国語、中国語、タガログ語)を受付に設置した。	0	○		スポーツ振興課
43	1 安心できる生活環境づくり	スポーツ施設案内板の多言語表記	スポーツ施設内の案内板の多言語表記を継続	引き続き、案内板等での外国語表記・対応の追加を検討していく。	0	実施なし	0			スポーツ交流課 (静岡マラソン実行委員会)

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績	⑦決算額 (千円)			
44	1 安心できる生活環境づくり	静岡マラソンホームページ（エントリー手続き）の多言語化対応	掲載情報を多言語で提供する（英語、中国語（簡体字、繁体字））。	静岡マラソンホームページへ、静岡マラソン2025大会の情報が公開と同時に英語、中国語（簡体字・繁体字）など多言語で対応し情報発信を行う。	100,000 (負担金の一部)	ランナー募集開始前に静岡マラソンホームページの表記を英語選択ができるようにした。令和6年2月19日から英語、中国語（簡体字、繁体字）表記のランナー向けの参加案内をホームページに公開した。	100,000 (負担金の一部)	○	環境共生課	
45	1 安心できる生活環境づくり	南アルプス情報	南アルプスユネスコエコパークの魅力を国内外に発信し、認知度の向上を目指す。観光や登山からの関係人口拡大を促進する。	南アルプスユネスコエコパークの魅力を南プスサイトを通じ国内外に発信し、認知度の向上及び観光や登山からの関係人口拡大を促進する。	1,723	毎月末、南プスサイトの閲覧数等を集計分析を行った。夏山・冬山の2回フォトコンテストを実施し、閲覧数や認知度向上につなげた。	1,571	○	環境保健研究所	
46	1 安心できる生活環境づくり	環境保健研究所案内板	令和7年度に供用開始予定の新環境保健研究所の案内板を作成する際に、多言語及びローマ字を併記する。	仮称環境保健研究所建築工事中のサイン工事中において、玄関ガラス面の館名サイン及び思いやり駐車場表示サインに日本語に加えて英語を併記する（多言語）。あわせて、その他の部分についてもサイン工事中において、やさしい日本語による表記を推進する。	仮称環境保健研究所建築工事費を含む	玄関ガラス面の館名サインを日本語に加えて英語を併記した。思いやり駐車場の路面標記をピクト表示とした。	0	○	収集業務課	
47	1 安心できる生活環境づくり	「静岡市のごみの出し方」多言語パンフレットの作成・配布	ごみの出し方や収集日程等を周知することを目的として多言語パンフレットを作成、区役所戸籍住民課や静岡市国際交流協会の窓口などに設置し配布する。	外国人住民に対し、ごみの出し方や収集日程等を周知する多言語パンフレットを配布し、ごみの適正排出の保持、可燃ごみの減量及び資源ごみのリサイクル化の推進を図る。パンフレットの配布場所についてもさらに増やすことができないか検討していく。	147	外国人住民に対し、ごみの出し方や収集日程等を周知することを目的として日本語のほか英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・フィリピン語・韓国語に対応したパンフレットを各区役所戸籍住民課や静岡市国際交流協会の窓口などにて設置し配布した。	1,176	○	収集業務課	
48	1 安心できる生活環境づくり	ごみ分別等の市民啓発に係るスマートフォン専用アプリの運用	スマートフォンの普及を踏まえ、ごみの分別や減量化等に関する情報発信を効果的に行うため、スマートフォン専用アプリの運用を行う。同アプリは英語・中国語・やさしい日本語に対応する。	スマートフォン専用アプリの運用を行い、ごみの分別や減量化等に関する情報発信を行う。様々な媒体を用いてアプリの周知を図る。	1,980	平成31年4月1日から、日本語のほか英語・中国語・やさしい日本語に対応したスマートフォン専用アプリの配信・運用を行い、ごみの分別や減量化等に関する情報発信を行った。	1,980	○	収集業務課	
49	1 安心できる生活環境づくり	「年末年始ごみ収集のお知らせ」多言語チラシの作成・配布	年末年始のごみの収集日程等を周知することを目的として多言語でチラシを作成、配布する。	外国人住民に対し、例年組回覧している年末年始のごみ収集の日程等を掲載したチラシを多言語で作成し、ごみの適正排出の保持を図る。配布・周知の方法について検討していく。	0	外国人住民に対し、年末年始の収集日程等を周知することを目的として日本語のほか英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語に対応したチラシを作成した。	0	○	健康づくり推進課	
50	1 安心できる生活環境づくり	多言語版「健診まるわかりガイド」の作成・配布	がん検診・特定健診を幅広く周知するために、「健診まるわかりガイド」を多言語で作成し、配布する。	英語版と中国語版の「健診まるわかりガイド」を作成し、外国人がよく集まる場所に配布する。市のホームページに、同様の内容を掲載する。	0	実績なし			健康づくり推進課	
51	1 安心できる生活環境づくり	園の保護者向けの多言語版リーフレットの配付	こども園・保育園・幼稚園を対象に行っている歯みがき巡回指導にて、保護者向けに多言語版のリーフレットを配付する。	以下のリーフレットと関連文書のポルトガル語翻訳 ・めざせ！むし歯0（ゼロ） ・フッ化物でぶくぶくむし歯予防、説明、申込書	0	実績なし			障害福祉企画課	
52	1 安心できる生活環境づくり	「障がい者（児）福祉のしおり（概要版）」ルビ併記版の作成・配布	「障がい者（児）福祉のしおり（概要版）」をルビ併記し、配布する。	令和6年度版「障がい者（児）福祉のしおり」にルビを併記したものをHPに掲載する。	0	令和6年度、「障がい者（児）福祉のしおり」のルビ併記版の作成を試みたが、障がい者が使える制度が網羅的に記載されている内容のため、ルビを併記することで見づらくなってしまった。また、概要版も試作をしたが、制度名の紹介のみとなり利用が想定されづらい内容となった。以上の理由から、本計画は中止とした。	0		障害者支援推進課	
53	1 安心できる生活環境づくり	特別児童扶養手当等通知等のふりがな併記	外国人世帯へ郵送する特別児童扶養手当等の通知等案内にふりがなをつける。	外国人世帯へ郵送する特別児童扶養手当等の通知等案内にふりがなをつけ、封筒には所管課のローマ字表記を併記する	0	手当の受給決定通知等でフリガナを付けて通知し、封筒に送付元である所管課名のローマ字表記を併記した	0		障害者支援推進課	
54	1 安心できる生活環境づくり	静岡市外国人障害者福祉手当の支給	静岡市外国人障害者福祉手当を支給する。	対象者に対し、月額27,000円を3期に分けて支給する。	324	受給対象者はいなかったため支給実績なし	0		高齢者福祉課	
55	1 安心できる生活環境づくり	静岡市外国人高齢者福祉手当の支給	静岡市に居住する外国人高齢者で、静岡市外国人高齢者福祉手当規則の受給資格を満たす場合は所定の手当を支給する。	受給資格を満たす外国人高齢者に対して月額11,000円を3期に分けて支給する。	528	受給要件を満たす対象者に支給した。	396	○	介護保険課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績	⑦決算額 (千円)			
56	1 安心できる生活環境づくり	封筒へのローマ字及びふりがなの併記	封筒にローマ字及びふりがなの併記を行う。	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。	300	介護保険被保険者証や介護保険料納入通知書を送付する際の封筒にローマ字等を併記することで、適切な情報を提供できた。	99	○	介護保険課	
57	1 安心できる生活環境づくり	介護保険パンフレット等のふりがなの併記	介護保険パンフレット等にふりがなの併記を行う。	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。	1,688	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供した。	1,277	○	介護保険課	
58	1 安心できる生活環境づくり	介護保険制度の多言語パンフレットの作成・配布	介護保険制度の理解・周知を図るためのパンフレットを多言語で作成し、配布する。	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。	0	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供した。	0	○	保険年金管理課	
59	1 安心できる生活環境づくり	多言語版「国民健康保険概要」の作成・配布	多言語版「国民健康保険概要」を作成し配布する。	多言語版「国民健康保険概要」を改訂（年1回）し、各区保険年金課窓口等に配架する。英語、韓国語等7か国語を作成する。	0	多言語版「国民健康保険概要」を改訂（年1回）し、各区保険年金課窓口等に配架した。英語、韓国語等7か国語を作成した。	0	○	保険年金管理課	
60	1 安心できる生活環境づくり	通知用封筒への問合せ先のローマ字併記	通知用封筒の問合せ先にローマ字併記を行う。	保険証や納付通知書など様々な通知に伴う封筒の問合せ欄にローマ字併記をする。	0	保険証や納付通知書など様々な通知に伴う封筒の問合せ欄にローマ字併記した。	0	○	こころの健康センター	
61	1 安心できる生活環境づくり	こころの健康センターパンフレットの英語版をホームページで公開	こころの健康センターで作成したパンフレット（こころの健康センターの御案内、こころの講座シリーズ）の英語版をホームページに掲載する。	ホームページにアルコール依存症パンフレット英語版を掲載（継続）する。	0	既存の「アルコール依存症」パンフレット英語版に加え、こころの講座シリーズ「依存症（修正版）」と「うつ病（修正版）」パンフレット英語版を作成し、ホームページに掲載した。	87	○	保健所総務課	
62	1 安心できる生活環境づくり	保健所案内板の多言語、ローマ字表記と多言語併記道路案内標識の設置	保健所案内板に多言語、ローマ字を表記し、多言語併記道路案内標識を継続設置する。	保健所案内板に外国語、ローマ字を表記し、外国語併記道路案内標識を継続設置する。	0	保健所案内板に外国語、ローマ字を表記し、外国語併記道路案内標識を継続設置した。	0	○	感染症対策課	
63	1 安心できる生活環境づくり	多言語資料による予防接種の情報提供	「予防接種とこどもの健康」の多言語資料を用いて予防接種に関する情報提供を行う。	希望者に対し「予防接種とこどもの健康」の外国語資料を用いて予防接種に関する情報提供を行う。	0	希望者に対し「予防接種とこどもの健康」の外国語資料を用いて予防接種に関する情報提供を行った。	0	○	感染症対策課	
64	1 安心できる生活環境づくり	エイズ予防に関する啓発事業	・エイズに関する無料相談・検査を受け付ける。 ・エイズ予防に関する多言語パンフレットの配布を行う。	エイズに関する無料相談・検査を受け付ける。また、希望者に対して、エイズ予防に関する外国語版パンフレットを配布する。	0	希望者に対し、エイズの無料相談・検査の実施、外国語版パンフレットの配布を行った。	0	○	保健所清水支所	
65	1 安心できる生活環境づくり	HPVワクチン接種案内	HPVワクチン接種を多言語（英語、中国語、ベトナム語）で案内する。	・HPVワクチン接種案内の実施 ・案内表記内容の更新	0	「A4判窓口用案内（英語、中国語、ベトナム語）～HPVワクチン接種を希望される方へ～」を配置し、窓口対応で活用した。	0		子ども未来課	
66	1 安心できる生活環境づくり	子育て応援総合ホームページの多言語対応	子育て応援総合ホームページチャームしずおかを多言語で提供する（英語・中国語・韓国語）	子育て応援総合ホームページチャームしずおかを多言語で提供する（英語・中国語・韓国語）	保守委託料を含む	子育て応援総合ホームページチャームしずおかを多言語で提供した（英語・中国語・韓国語）	保守委託料を含む		幼保支援課	
67	1 安心できる生活環境づくり	静岡朝鮮初中級学校教材等整備事業補助金の交付	静岡朝鮮初中級学校教材等整備事業補助金の交付を行う。	義務教育年齢の在日朝鮮人への教育を実施している静岡朝鮮学園における教育振興と保護者の経済的な負担を軽減する。	426	静岡朝鮮初中級学校教材等整備補助金を当初の計画どおり交付した。 初等部：3人 中等部：3人	417	○	幼保支援課 各区子育て支援課	
68	1 安心できる生活環境づくり	入園申込みのしおり等	入園申込みのしおり等を多言語（英語・中国語）に翻訳し、配布する	令和7年4月から認定こども園等に入園するために必要なしおり等各種書類を多言語（英語・中国語）に翻訳し配付することで、外国人の保護者が入園申込等にかかる負担を軽減する。	0	当初の計画通り入園申込みのしおり等各種書類を多言語（英語・中国語）に翻訳し、随時希望者に各区子育て支援課及び幼保支援課窓口より配付した。	0	○	こども園課	
69	1 安心できる生活環境づくり	市立こども園定期健康診断問診票（英語版）の作成・配布【R6新規】	市立こども園の定期健康診断の問診票・保健調査票（英語版）を作成する。	定期健康診断の問診票・保健調査票（英語版）を作成し、外国籍のこどもの定期健康診断時に保護者へ配布する。	0	外国籍の保護者については、漢字にフリガナがあれば読めることが多いため、配布物にフリガナをふることにした。こども園に在籍する外国人は、英語圏ではなく他の言語圏のこどもが多いことから、必要とされる言語について次年度調査することとした。	0		子ども家庭課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度			⑦決算額 (千円)	⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績				
70	1 安心できる生活環境づくり	多言語版「母子健康手帳」の交付	「母子健康手帳」を多言語で交付する。	希望者に対し、適宜多言語版「母子健康手帳」を交付する。	85	希望者に対し、適宜外国語版「母子健康手帳」を交付した。	243	○		子ども家庭課
71	1 安心できる生活環境づくり	「子ども医療費助成制度の案内」の作成・配付	やさしい日本語を使用した「子ども医療費助成制度の案内」及び英語版「子ども医療費助成制度の案内」を作成し配布する。	窓口案内の際に、希望者に対し、適宜やさしい日本語版及び英語版の案内チラシを配布する。	0	窓口案内の際に、希望者に対し、適宜英語版の案内チラシを配布した。	0			商業労政課
72	1 安心できる生活環境づくり	多言語版労働相談窓口案内パンフレットの配布	労働相談窓口案内パンフレットを多言語版で配布する。	現在静岡労働局で多言語版パンフレットを発行していないため、実施しない。	0	現在静岡労働局で多言語版パンフレットを発行していないため、実施しない。	0			商業労政課
73	1 安心できる生活環境づくり	外国人労働者に関する情報収集	外国人労働者に関する情報収集を行い、今後の国際化施策に反映する。	静岡労働局が発行する「外国人雇用の届出状況」等、引き続き情報収集を行う他、静岡労働局やSIBA等の関連団体と連携を図り、より密な情報共有を行う。	0	静岡労働局が発行する「外国人雇用の届出状況」等、引き続き情報収集を行う他、静岡労働局やSIBA等の関連団体と連携を図り、より密な情報共有を行った。	0	○	○	農業政策課
74	1 安心できる生活環境づくり	「お茶のまち静岡市」ホームページ	「お茶のまち静岡市」ホームページを多言語化して発信する（英語、中国語、韓国語に自動翻訳）。	サイト内全ページをGoogle翻訳に対応させた「お茶のまち静岡市」ホームページの提供を継続して実施する。	330	サイト内全ページをGoogle翻訳に対応させた「お茶のまち静岡市」ホームページの提供を継続して実施した。	330	○		景観まちづくり課
75	1 安心できる生活環境づくり	公共サイン整備事業	市街地の主要交差点・主要施設周辺において、周辺地図に公共施設等の目的地、目的地までのバリアフリー経路をピクト表示などを用いてわかりやすく表記するとともに、多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）で表記し、高齢者や障がい者、外国人にも適応した案内を提供する。	既設公共サイン修繕14基実施予定	1,400	既設公共サイン修繕17基実施	858			交通政策課
76	1 安心できる生活環境づくり	自転車等放置防止指導業務（路面表示）	自転車等放置禁止・規制区域を示す路面表示板に英語表記を行う。	現状の路面標示版の交換時に、英語表記を追記したものに随時変更する。	0	令和6年度は在庫品対応となったため、英語表記への変更はなし。	0	○		交通政策課
77	1 安心できる生活環境づくり	自転車等放置防止指導業務（指導札）	放置自転車等に貼付する「指導札」にふりがな表記を行う。	ふりがな表記を行った指導札を放置自転車等に貼付する。	0	ふりがな表記を行った指導札への変更を実施	0	○		交通政策課
78	1 安心できる生活環境づくり	自転車等駐車場管理業務	市営駐輪場及び自転車等放置禁止・規制区域図に英語表記を行う。	JR静岡駅周辺の市営駐輪場看板及び自転車等放置禁止・規制区域図に英語表記を追記する。	0	市営駐輪場看板については、市営駐輪場の運用方法変更を検討中であるため、英語表記の追記を保留。自転車等放置禁止・規制区域図への英語表記追記はR6年度中は在庫品があったため、在庫品が無くなり次第対応。	0	○		清水まちづくり推進課
79	1 安心できる生活環境づくり	清水駅周辺公共サイン整備事業	清水駅周辺に設置されている公共サインの表記を、多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）に順次更新する。	既設の構造物の修繕でその都度対応見込み	1,095	公共サインの更新時に施設表記を多言語化し、インバウンド観光への対応を行った。	440		○	建築総務課
80	1 安心できる生活環境づくり	市有建築物への耐震性能表示ラベルの多言語表記	市民へ周知するために「市有建築物の耐震性能」を表示したラベルに多言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語）を表記する。	耐震対策を実施した市有建築物について、随時、耐震性能表示ラベルを更新する。	0	1施設1枚配布 その他既存ラベルの劣化により再配布4施設6枚を実施し、市民に周知できる状態とした	0	○		住宅政策課
81	1 安心できる生活環境づくり	市営住宅空家募集案内書の作成・配布	市営住宅空家募集案内書(英語・中国語・ポルトガル語)を多言語で作成し配架する。	外国語版空家募集案内書を各区・各支所に配架する。	0	外国語版市営住宅空家募集案内書を配架した。 (葵区役所、駿河区役所、清水区役所、長田支所、蒲原支所)	0			住宅政策課
82	1 安心できる生活環境づくり	新規入居者向け入居のしおりの作成・配布	市営住宅の新規入居者に対する注意事項等を記載した入居のしおり(英語・中国語・ポルトガル語)を作成し配布する。	新規入居者に対する外国語版入居のしおりを随時配布する。	0	新規入居者に対して外国語版入居のしおりを随時配布した。	0	○		住宅政策課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績	⑦決算額 (千円)			
83	1 安心できる 生活環境づく り	市営住宅利活用推進 事業	外国人留学生の住居確保の課題への対応として、市営住宅の空き室を改修し、住居として賃貸することで、外国人留学生の受入れと定着を推進する。	包括連携協定を締結した学校に通う外国人留学生に市営住宅の空き室を提供するため、内装や水回り等の修繕を実施する。	41,000	静岡理科大学グループ校である静岡日本語学院の留学生に市営住宅の空き部屋10戸を提供するため、内装や水回り等の修繕を実施した。 (令和7年4月にシェアハウスにより24名が入居)	41,797	○	公共建築課	
84	1 安心できる 生活環境づく り	多言語による救急対 応カードの活用	外国人が救急自動車を要請した際、氏名や主訴を聴取するため、日本語と対訳式の6カ国語(スペイン語・ポルトガル語・韓国語・タガログ語・中国語・英語)の救急対応カードを活用する。	・外国人を救急搬送する際に救急隊がカードを活用し対応する。 ・毎朝点検時、カードの配置状況を確認する。	0	全体の救急搬送人員は45,721人のうち、外国人508名(静岡市では364名)を搬送した。留学生を含む・含まないについては不明。	0		指令課	
85	1 安心できる 生活環境づく り	119番通報等多言語 対応	多言語通訳コールセンターを業者委託し、119番通報等に対応する電話通訳体制を整える。(主に5カ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語))	119番通報受信時及び災害対応時のほか、消防業務全般において、遠隔電話通訳を委託し多言語対応を実施する。	132	119番通報受信時及び災害対応時のほか、消防業務全般において、遠隔電話通訳を委託し多言語対応を実施した。	83	○	上下水道総務課	
86	1 安心できる 生活環境づく り	静岡市上下水道局庁 舎英語・中国語版フ ロアガイドの掲示	来庁した外国人住民が目的の課が分かるよう静岡市上下水道局庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示する。	組織名に変更がある場合は内容の修正を行い、上下水道局庁舎1階エレベーターホールに掲示・管理を行う。	0	来庁した外国人住民が目的の課が分かるよう静岡市上下水道局庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示した。			上下水道総務課 国際交流課	
87	1 安心できる 生活環境づく り	静岡市上下水道局庁 舎案内パンフレット (英語版)の作成・ 配布	静岡市上下水道局庁舎案内パンフレットを英語に翻訳し、配布する。	作成済のパンフレットを課窓口に掲示し、希望者に配布する。	0	静岡市上下水道局庁舎案内パンフレットを英語に翻訳し、配布した。	0	○	教育総務課	
88	1 安心できる 生活環境づく り	放課後子ども教室案 内文・加入申込書の 外国語版の作成・配 付	放課後子ども教室の案内文及び加入申込書を多言語化し、小学生の保護者向けに配付する。	放課後子ども教室案内文・加入申込書(英語版・中国語版)を作成し、配付する。	0	放課後子ども教室案内文・加入申込書(英語版・中国語(簡体字)版)を作成し、配付した。	0	○	調査法制課	
89	1 安心できる 生活環境づく り	議場見学パンフレッ ト、ホームページ	議場見学者用のパンフレットを多言語(英語と中国語)に翻訳し、配布するとともに、市議会のホームページに掲載する。	議場見学者に、多言語に翻訳したパンフレットを配布する。	0	令和6年度中、海外からの議場見学を4団体(すべて英語圏)計36名受入れ、その際、英語パンフレットを配布し案内したことで、理解を深めてもらうことができた。	0	○	生涯学習推進課	
90	2 教育の機会 や場づくり	生涯学習施設におけ る国際理解講座の開 催	生涯学習施設において、異なる文化・習慣を学び、多文化共生意識を育む講座を開催する。	生涯学習施設において、異なる文化・習慣を学び、多文化共生意識を育む講座を開催する。	生涯学習センター指定管理料、生涯学習交流館指定管理料の一部	生涯学習センター11施設中7施設で10講座実施。 清水区生涯学習交流館21施設中15施設で21講座実施。 語学の学習や制作・鑑賞・料理等を通じた文化の体験、他国の歴史について学ぶなど様々な観点から多文化共生をテーマとした講座を実施した。 講座を通じ、子どもから大人まで幅広い世代に、様々な方法により講座を提供することで、多文化共生のまちづくりに寄与することができた。	生涯学習センター指定管理料、生涯学習交流館指定管理料の一部		国際交流課	
91	2 教育の機会 や場づくり	国際理解に関する市 政出前講座の開催	国際理解に関する出前講座を開催する。	本市の多文化共生施策及び国際理解を深めるための市政出前講座を開催する。	0	生涯学習交流館やみのり大学で、10回、CIRによる出前講座を実施し、国際理解の促進に努めた。	0		国際交流課	
92	2 教育の機会 や場づくり	国際交流員による国 際理解講座	英語・中国語・フランス語の国際交流員(CIR)3名をこども園、幼稚園等に派遣し、国際理解の促進を図る。	英語・中国語・フランス語の国際交流員(CIR)3名をこども園、幼稚園等に派遣し、国際理解の促進を図る。	0	市内のこども園、幼稚園などに国際交流員を派遣し、多文化共生及び国際理解の推進を図るための講座を108回実施した。	0		国際交流課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績	⑦決算額 (千円)			
93	2 教育の機会 や場づくり	多文化共生サポーター養成講座（静岡シチズンカレッジこ・こ・に専門課程）	多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人住民の地域交流を促し、地域の中で多文化共生の活動を行うサポーターを養成する。	全5回の講座を通じて、地域の中で多文化共生の活動を行うサポーターを養成する。	194	全5回の講座を行い、多文化共生への理解を深めるとともに、グループワークを通して実践的なやさしい日本語の使い方を学んだ。講座修了生は多文化共生サポーターとして当課で管理をする名簿に情報を登録し、随時、当課からイベント情報などを共有している。	180			国際交流課
94	2 教育の機会 や場づくり	多文化共生のまち推進講座	外国人講師が地域に出向き、国際理解に関する講義を開催することにより、地域に根差した多文化共生の推進を図る。	留学生等の外国人講師が地域に出向き、国際理解に関する講義を開催することにより、地域に根差した多文化共生の推進を図る。	298	留学生が市内の高校生と交流をする機会を全3回設けた。	0	○		国際交流課 (SAME)
95	2 教育の機会 や場づくり	基本的な日本語の読み書きの習得を目的とする日本語講座の開講	基本的な日本語の読み書きの習得を目的とする日本語講座を開講する。	外国人住民が生活していく上で必要となる基礎的な日本語能力を習得する場として「SAMEにほんごきょうしつ」を日曜日と月曜日に開講する。基礎的な読み書きの習得に加え、防災やごみの分別等、生活に密着した内容について学ぶ。	2,729	オリジナルテキストを活用した基礎日本語を教室を開講した。また、学習の成果をアウトプットする機会として、ロールプレイ方式で美容室に行く際の会話を学んだり、表現ワークショップ、防災フォトロゲイニング、119番のかけ方に取り組んだ。	2,732			国際交流課 (SAME)
96	2 教育の機会 や場づくり	日本語学習支援団体による日本語講座	日本語学習支援団体と連携し、外国人住民に日本語を学べる機会を提供する。	市内で日本語教室を運営する2団体に運営補助金を交付する。	110	市内で日本語教室を運営する2団体に運営補助金を交付した。	87			国際交流課 (SAME)
97	2 教育の機会 や場づくり	外国につながる子どもたちのための日本語講座	市内の小中学校に在籍する外国人児童生徒を対象に日常生活に必要な日本語を身につけるための支援を行う。	市内の小中学校に在籍する外国にルーツを持つ児童生徒の教科につながる日本語到達度やニーズを調査する。	0	CLAIR多文化共生のまちづくり助成金を活用し、学齢期を超えて来日した若者を対象に、教科につながる日本語学習指導、中学校の教科学習、面接対策、先輩からの体験談を実施した。また、外国にルーツを持つ子どもの学習支援セミナー」をハイブリッド形式で行い、全国で同様の活動を行う人たちと共有した。	1,170			国際交流課 (SAME)
98	2 教育の機会 や場づくり	地域日本語教育に係る総合調整会議	大学教授、経済団体、行政（県・市）、外国人住民、日本語教育実施団体が構成員となり、静岡市における日本語学習支援、及び、多文化共生の現状、課題を共有し、解決方法を検討する。	企業や行政、教育機関関係者等を委員に委嘱し、地域における日本語教育の実態や、課題の解決に向けた日本語教育の方策を検討する。	173	総合調整会議を2回開催し、日本語教育の状況の把握や、企業や行政、教育機関関係者と静岡市の日本語教育のあり方を検討した。	178			国際交流課 (SAME)
99	2 教育の機会 や場づくり	国際交流協会「日本語情報誌『SAME』」の発行 看護学生への語学教育、国際理解教育	国際交流協会や団体の活動を周知し、市民に活動への理解と協力や参加を呼びかける目的で、情報誌を発行する。	国際交流協会の事業報告、事業紹介の他、国際交流に関わる情報、事業を掲載した情報誌を年間6回発行する。	1,026	国際交流協会の事業報告、事業紹介の他、国際交流に関わる情報、事業を掲載した情報誌を年間6回発行した。	369			静岡看護専門学校
100	2 教育の機会 や場づくり	看護学生への語学教育、国際理解教育	・語学教育の推進（英語・中国語） ・国際理解教育の推進	前期（4月～9月）に1年生45人に英語又は中国語を、2年生40人に英語の講義を行い、語学及び国際理解教育の推進に努める。	744	前期（4月～9月）に1年生45人に英語又は中国語を、2年生40人に英語の講義を行い、語学及び国際理解教育の推進に努める。	688			清水看護専門学校
101	2 教育の機会 や場づくり	看護学生への語学教育、国際理解教育	・語学教育の推進（英語） ・国際理解教育の推進	国際社会に目を向け、多様な価値観・異文化の理解を深め、国際社会の情勢から看護に期待される役割を考える。 年間授業時間 ・英会話（2年前期）30時間 ・国際情報論（3年前期）30時間	278	年間授業時間 ・英会話（2年前期）30時間 ・国際情報論（3年前期）30時間 ・医療英語（3年前期）15時間	540			商業労政課
102	2 教育の機会 や場づくり	外国人技能実習生日本語研修	技能検定基礎級の学科試験の日本語レベルに合わせた基礎的な日本語の研修を行う。	監理団体もしくは実習機関が県内にあり、出入国管理及び難民認定法の規定により、技能実習1号の在留資格で入国した外国人技能実習生を対象に静岡県と連携して開催する。	130	本年は葵生涯学習センターアイセル21にて、6月～9月にかけて、計10回実施。計24名が受講した。	0	○		教職員課、 教育センター

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を含む・含まない	⑨提供資料の有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実績	⑦決算額(千円)			
103	2 教育の機会や場づくり	教員海外派遣研修事業	姉妹都市に教員を長期派遣し、資質向上を図る。また、現地社会との交流を図り姉妹都市交流の一翼を担う。	派遣先：アメリカ合衆国インディアナ州シェルビービル市派遣教員：静岡市立学校に勤務する教諭一名 活動内容：教育活動等を通じ、現地市民に静岡市の魅力を伝え、両市の相互理解促進を図る。	1,645	アメリカ合衆国インディアナ州シェルビービル市に静岡市立学校に勤務する教諭一名を派遣した。教育活動等を通じ、現地市民に静岡市の魅力を伝え、両市の相互理解促進に従事した	886		学校教育課	
104	2 教育の機会や場づくり	日本語指導教室の設置・運営と適応相談員の派遣	日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応支援を行う。	日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導教室、訪問指導による指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援する。また、学校での教育相談等に母国語のできる適応相談員を派遣し、学校生活全般への適応支援を行う。	23,254	日本語指導を受けた児童生徒は、日本語指導教室30人、訪問指導255人であった。適応相談（通訳）は42回実施した。日本語指導者は、日本語指導教員10名（昨年度より2名増）、日本語指導員38名（昨年度より6名増）。通訳の適応相談員8名で支援体制を整えている。児童生徒アンケートでは、91%の児童生徒が「学校は楽しい」と回答した。	17,846		学校教育課	
105	2 教育の機会や場づくり	日本語・学習支援学生ボランティアの派遣	大学と連携して、学生ボランティアを学校へ派遣し、当該児童生徒の学習及び生活の適応を支援する。	学生スクールボランティアが教科指導や総合学習、特別支援教育、日本語指導、中学校の部活動等にアシスタントとして参加できるように、HPを充実する。また、直接、地元の大学を訪問しガイダンス等で求人活動を展開する。小中学校の4割以上の学校にスクールボランティアを派遣することを目標とする	0	令和6年度は、延べ175名の学生ボランティアが、児童生徒に対して授業内の支援や活動の補助などを行った。受入校は50校であった。			学校教育課	
106	2 教育の機会や場づくり	多文化共生研修会の実施	研修会を行うことで、多文化共生の意識を高め、小中学校での外国人児童生徒等の受入れ体制を整備・充実させる。	市内全校の担当教員を対象とした研修会を行い、多文化共生の意識を高め、各校における外国人児童生徒等の受入れ体制を整備・充実させる。	0	6月21日に市内全校の担当教員を対象とした多文化共生研修会を行った。当日参加できなかった小中学校には、代替研修を行い、市内120校すべての学校から教員が参加した。静岡市の現状、ユニバーサルデザインで受け入れる体制づくり、日本語指導の申請方法等、学校現場に必要な考え方や情報提供を行った。			学校教育課	
107	2 教育の機会や場づくり	多言語版日本語指導案内と学校通知等の文例集の作成・配付	静岡市の日本語指導教育についてや学校通知等の文例集を多言語で作成して支援する。	多言語版の通知や案内を、より多くの児童生徒、保護者に提供できるよう、学校への活用周知を徹底する。	0	センターサーバに「保護者面談のお知らせ」「進路希望調査」等のやさしい日本語、多言語版のお便りテンプレートや学校でよく使われる例文集を格納している。			学校教育課	
108	2 教育の機会や場づくり	児童生徒向け日本語指導教材の作成・配付	日本の学校生活に適応し、日本語での授業を理解できるようになるための教材を作成して支援する。	日本語指導教員と協働し、外国人児童生徒等が使用できる日本語の教材を作成し、一人一台端末での活用を充実させる。また、オンライン上の教材や授業で使える画像・動画素材のリンク集を充実させ、活用の周知を図る。	0	日本語指導教員と協働し、外国人児童生徒等や学校の教員が使用できる、日本語の教材を作成し、一人一台端末で活用できるようにしている。また、日本語指導のクラスルームを作成し、オンライン上の教材や教員研修用のリンク集を活用できるようにしている。			学校教育課	
109	2 教育の機会や場づくり	日本語を母語としない子とその保護者のための高校進学ガイダンス	当該児童生徒及びその保護者を対象に、高校進学ガイダンスを開催して、日本の高校進学に関する情報を提供する。	7月29日に高校進学ガイダンス及び進路に関する個別相談会を開催する。市内全小中学校に呼びかけ、当該児童生徒及びその保護者が、日本の高校進学に関する知識を深められるようにする。	19	7月29日に高校進学ガイダンス及び進路に関する個別相談会を開催した。参加人数は児童生徒15人、14家庭、述べ人数73人であった。令和7年度の高校入試、進学にかかる費用について全体会で説明した。後半には、個別面談を行い、進学に向けての親子の不安を解消することにつながった。	14		学校教育課	
110	2 教育の機会や場づくり	国際理解授業の実施	総合的な学習の時間における国際理解、または外国語活動における言語や文化について体験的理解を図る授業を実施する。	中学校に配置されているALTを活用し、全小中学校で他国の文化等を学ぶ国際理解教育を実施する。さらに小学校ではGETも活用して国際理解教育の充実を図る。	0	ALT（外国語指導助手）を45名配置して、学校の中で授業以外でも子どもと接する場を設けて、国際理解、異文化理解に役立てた。	0		学校教育課	
111	2 教育の機会や場づくり	外国語指導助手招致事業	外国語指導助手を招致する。	ALT（外国語指導助手）45名を招致する。	32,833	ALT(外国語指導助手)を45名招致した。市内の全中学校（山間地区は除く）と高等学校に配置した。また、学区の小中学校の訪問を実現した。	29,085		学校教育課	
112	2 教育の機会や場づくり	外国語指導助手活用事業	外国語指導助手を活用する。	中学校に、学校規模に応じて1か月～12か月外国語指導助手を派遣する。小学校に年間10～18回外国語指導助手を派遣し、ティーム・ティーチングを実施する。	1,985	計画通りALTを派遣した。ALTは授業以外でも子どもと触れ合うように努めた。教員はALTの有効活用について研修した。	931		学校教育課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度			⑧対象に留学生を含む・含まない	⑨提供資料の有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実績			
113	2 教育の機会や場づくり	多文化交流会の実施	学校、地域、日本語指導教室における多文化共生教育の推進として、交流会を行う。	市内4カ所の日本語指導教室において、多文化交流会を開催する。	0	市内4カ所の日本語指導教室において、通級児童の担任と保護者、日本語指導者が日常生活や学校生活を話題に交流した。合計約50名が参加し、親睦と互いに学び合う機会となった。			学校教育課
114	2 教育の機会や場づくり	年長児とその保護者のためのプレスクールの実施	小学校生活を円滑にスタートさせることができるよう、来年度小学校入学予定児に対し学校生活で必要となる基礎的な日本語を習得させるとともに、保護者への小学校生活を迎えるにあたっての支援を行う。	来年度小学校入学予定児に対する模擬授業と、保護者に対する小学校生活に関する情報提供及び相談を行う。1月から2月にかけて全3回を予定している。	0	2月1日、8日の全2回、来年度小学校入学予定児に対する模擬授業と、保護者への小学校生活に関する情報提供及び相談を行った。参加者は幼児計28人、保護者は計40人参加した。保護者は、日本語指導の申請を行うことで、入学後スムーズな支援につなげることができた。幼児は、模擬授業を体験することで、学校生活に期待を持つことができた。	3		学校給食課
115	2 教育の機会や場づくり	学校給食における外国料理の提供	異文化理解教育として学校給食の献立に外国料理を提供する。	・5月のシズオカ×カンヌウィークに合わせて、フランス料理風献立を提供する。 ・10～11月の多文化共生月間に合わせて、海外の料理(アジア・ブラジル)を提供する。 ・11月の国際交流イベントに合わせて、海外料理を提供する。	0	・5月のシズオカ×カンヌウィークの開催に合わせて、フランス風献立を提供した。 ・10～11月の多文化共生月間に合わせて、海外の料理(アジア・ブラジル)を提供した。 ・11月の国際交流のイベントにに合わせて、海外料理を提供した。 ・上記の献立を提供する際、家庭配付用献立表に「海外の料理を知ろう」等を明記することで、児童生徒の異文化理解が深まった。	0		中央図書館
116	2 教育の機会や場づくり	外国語資料の収集・貸出し(御幸町図書館)	外国語資料(約8,500点)の収集、貸出し 多文化関連行事の実施	図書300点の新規購入を行う。 ネイティブスピーカーによる読み聞かせ会を実施する。(年3回)	800	資料292点の新規購入を行った。 ネイティブスピーカーによる読み聞かせ会を3回実施し、外国語絵本の楽しさを広めることができた。(7月28日 参加者32名、10月20日 参加者39名、12月15日 参加者25名) 御幸町図書館開館20周年記念事業「多言語フェス～読み語り&御幸町ライブラリーミニコンサート～」を開催した。常葉大学・常葉大学短期大学部の学生と連携して外国語絵本の読み語りと室内楽のコンサートを行い、学生には学習発表の場を、参加者には本と音楽のコラボという新たな楽しみ方を提供でき、文化交流の場にもなった。(9月23日 参加者36名)	834	○	市立高等学校
117	2 教育の機会や場づくり	静岡市立高校科学探究科海外研修	台湾の大学や研究機関など最先端の研究に触れる機会を設け、科学技術に対する考え方を学ぶ。 現地の高校生との交流を通して異文化理解を深め、その体験から豊かな感受性を育む。	・実施時期 令和6年12月2日(月)から令和6年12月6日(金)まで ・参加予定人数 引率教諭2名、科学探究科2年生37名、外部講師1名 計40名 ・研修先(予定) 国立新竹科学園区実験高級中学、台湾大学 など	1,230	・実施時期 令和6年12月2日(月)から6日(金)まで ・参加人数 引率教諭2名、科学探究科2年生36名、外部講師1名 計39名 ・研修先 国立新竹科学園区実験高級中学、台湾大学 など	415		市立高等学校
118	2 教育の機会や場づくり	静岡市立高校生徒海外語学研修	生徒をオマハやアメリカ西海岸の都市に派遣する。	・実施時期 令和6年8月13日(火)から令和6年8月22日(木)まで ・参加予定人数 引率教諭1名、生徒15名 ・研修先(予定) アメリカ合衆国ネブラスカ州オマハ市、ロサンゼルス州ロサンゼルス・アナハイム (ホストファミリー宅へのホームステイ、現地教育機関(ネブラスカ州立大学、エルクホーン高校)など)	0	・実施時期 令和6年8月13日(火)から令和6年8月22日(木)まで ・参加人数 引率教諭1名、生徒15名 ・研修先 アメリカ合衆国ネブラスカ州オマハ市、ロサンゼルス州ロサンゼルス・アナハイム (ホストファミリー宅へのホームステイ、現地教育機関(ネブラスカ州立大学、エルクホーン高校)など)	0		市立高等学校

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度			⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績			
119		韓国文化交流研修	同世代の生徒との交流や共同活動を体験することで互いの文化や価値観の違いを理解し、多様性を尊重する姿勢を養うとともに、国際的な視野を育む。	・実施時期 令和6年7月24日(水)から令和6年7月28日(日)まで ・参加予定人数 引率教諭1名、生徒9名 ・研修先(予定) 韓国(全州市)	0	・実施時期 令和6年7月24日(水)から令和6年7月28日(日)まで ・参加人数 引率教諭1名、生徒9名 ・研修先 韓国(全州市)	0	○	市民自治推進課
120	3 地域における交流の場づくり	外国人住民に対する自治会・町内会への加入促進	外国人住民に自治会・町内会への加入を働きかける。	加入促進パンフレット外国語版を関係機関等に配布し、加入促進を働きかける。	0	転入者への外国語版の加入促進パンフレットを関係機関(不動産協会)や戸籍住民課の窓口で行うだけでなく、静岡市自治会連合会と連携して、令和6年12月に「自治会・町内会における多様な人材の活用について(依頼)」を市内全自治会長に配付し、性別、年齢、国籍等に捉われない自治会運営を呼びかけた。	0	○	葵区役所地域総務課
121	3 地域における交流の場づくり	自治会等地域活動への外国人住民の参画の促進	自治会・町内会に、自治会・町内会等が実施する防災訓練や清掃活動、夏祭り、運動会など地域活動への外国人住民の参加促進を働きかける。	【葵区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応)の配付や周知を進めることで、引き続き外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」の配付や周知を進める。	0	【葵区】 ①市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応)、②国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」を年間を通して、葵区役所地域総務課窓口にて、配架した。	0	○	駿河区役所地域総務課
	3 地域における交流の場づくり			【駿河区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応)の配付や周知を進めることで、引き続き外国人の地域活動への参画を働きかける。(協働パイロット事業) ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」の配付や周知を進めることで、外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・年1回開催される新任自治会長研修会において、新任の自治会長に「自治会加入勧奨パンフレット」及び「しずおか自治会・町内会多文化共生ガイドブック」を配布し、地域における外国人住民との円滑なコミュニケーションの促進を働きかける。	0	【駿河区】 「自治会加入勧奨パンフレット」及び「外国人住民との共生を進める自治会向けのガイドブック」を区役所に配架し、市民の要望に応じて配布している。	0	○	清水区役所地域総務課
				【清水区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応)の配付や周知を進めることで、引き続き外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」の配付や周知を進めることで、外国人の地域活動への参画を働きかける。(協働パイロット事業)	0	【清水区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応)を活用し、外国人の地域活動への参画を働きかけた。 ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」を周知した。	0	○	国際交流課
122	3 地域における交流の場づくり	地域のお祭り・交流参加促進	地域のお祭りやスポーツなどを通じた多文化交流や参加を呼びかける。	地域のお祭りなどに留学生や地元の外国人住民と協働して多文化共生ブースを出展する。	300	長田東ふれあい祭りや蒲原すこやかまつりに、留学生や地元の外国人住民と協働して多文化共生ブースを出展し、多文化交流の推進を図った。	74		国際交流課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度				⑧対象に留学生を含む・含まない	⑨提供資料の有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実績	⑦決算額(千円)			
123	3 地域における交流の場づくり	多文化交流イベント	国籍や民族等を越えた文化体験やゲームなどの交流プログラムを楽しめるミニイベントを市内各地で開催する。	留学生や関係団体と協働して、国籍や民族等を越えた文化体験やゲームなどの交流プログラムを楽しめるミニイベントを市内各地で開催する。	300	清水エスパルスのホームゲームイベント「ブラジルデー」では、多文化共生ブースの出展と、外国にルーツを持つ児童のサッカー観戦招待を実施した。また、SDGs COLLECTION by TGCでは留学生と協働して多文化共生ブースを出展し、多文化交流の推進を図った。	50		国際交流課 (SAME)	
124	3 地域における交流の場づくり	姉妹都市青少年の派遣及び受入事業	市内中高生がアメリカの姉妹都市との青少年交流を通じて、アメリカの生活、文化について理解を深める。	NPO法人かんばら国際交流会が実施する静岡市青少年のシエルビービル市派遣事業に助成する。	460	NPO法人かんばら国際交流会が実施する静岡市青少年のシエルビービル市派遣事業に助成した。	352		国際交流課 (SAME)	
125	3 地域における交流の場づくり	姉妹都市市民訪問団の受入れ・派遣事業	姉妹都市市民訪問団の受入れと派遣を各市姉妹都市提携年より5年毎に行う。	オマハ市の市民訪問団の受入れをサポートする。	813	オマハ市の市民訪問団の受入れをサポートした。	0		国際交流課 (SAME)	
126	3 地域における交流の場づくり	「静岡わいわいワールドフェア」の開催	世界各国の文化や料理、踊りとともに団体活動の紹介等を通じて、市民と外国人との交流を図る。	世界各国の文化や料理等の紹介等を通じて、市民と外国人との交流を図るプログラムを実施する。また、来年度以降に関して、実施方法や時期を検討する。	2,000	世界各国の文化や料理、踊りとともに多文化共生に向けて活動をしている団体の紹介を行い、市民の多文化共生意識の醸成に取り組んだ。	2,000		まちは劇場推進課	
127	3 地域における交流の場づくり	「シズオカ×カンヌウィーク」の開催	・「シズオカ×カンヌウィーク」開催助成 ・姉妹都市・カンヌ市の紹介・交流促進事業	「シズオカ×カンヌウィーク」を開催することにより、市内での賑わいを創出し、交流人口の拡大を図るとともに、静岡市とカンヌ市が姉妹都市であることを周知する。	4,700	シズオカ×カンヌウィーク2024 日程：令和6年5月4日(土)、5日(日)、11日(土)、12日(日)、18日(土)、19日(日) 会場：七間町名店街、三保内浜海岸 来場者数：63,000人 カンヌ市との姉妹都市関係について、タブロイド紙を通じて周知した。	4,700		まちは劇場推進課	
128	3 地域における交流の場づくり	大道芸ワールドカップ in 静岡の開催	大道芸ワールドカップ in 静岡を開催する。	ボランティアスタッフの活動を通じて、外国語での対応が必要な来場者や外国人アーティストと交流を図る。	106,626	大道芸ワールドカップin静岡2024 日程：令和6年11月1日(金)～4日(月・振休) 会場：駿府城公園、市街地外 来場者数：837,000人 通訳ボランティア30名により、3か国語(英語、スペイン語、韓国語)に対応した。	70,000		スポーツ交流課	
129	3 地域における交流の場づくり	台湾陸上協会との青少年交流事業(高校生の相互派遣)	静岡市・台湾の双方で開催する陸上大会に高校生を相互派遣する。台湾陸上選手との交流を通じて異文化理解を深め、台湾との交流の懸け橋を担う国際感覚豊かなグローバル人材を育成する。	台湾選手団の受入 受入日程：令和6年9月26日～9月30日 受入人数：13人(高校生10名 コーチ・引率3名) 内 容：中部地区陸上競技大会開催 エクスカージョン 台湾への高校生派遣 派遣日程：令和6年11月4日～11月8日 派遣人数：13人(高校生10人 コーチ2人 市職員1人) 内 容：全国中学校陸上競技選手権大会へ出場 ※日本の全国高校総体相当	4,763	台湾高校生選手の受入、圏域高校生の派遣の両方を下記のとおり実施した。 【台湾選手団の受入】 受入日程：令和6年9月26日～9月30日 派遣人数：13人(高校生8人、コーチ・引率5人) 出場大会：中部地区陸上競技大会(9月28日、29日) その他：歓迎レセプション、エクスカージョン実施 【台湾への高校生派遣】 派遣日程：令和6年11月4日～11月8日 派遣人数：13人(高校生10人、コーチ2人、市職員1人) 出場大会：全国中学校陸上競技選手権大会(南投市で開催)	3,851		スポーツ交流課	
130	3 地域における交流の場づくり	各国代表チームの合宿受入れ	合宿受入れ時に実施する市民交流を通じ、多様性を尊重する心、国際感覚を醸成し、国際社会で活躍できる人材を育成する。	パリオリンピック終了後に台湾陸上協会代表選手の受入を予定しているが、合宿の実施、受入人数等については、調整を行う。	1,190	台湾陸上協会から、2024年パリオリンピックにより日程調整等が難しく、静岡市での合宿は実施しない旨の連絡があったため、令和6年度に合宿の実施はしなかった。	0		スポーツ交流課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度			⑦決算額 (千円)	⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績				
131	3 地域における交流の場づくり	台北市スポーツ交流事業	マラソン以外の新たなスポーツ分野での台北市との交流を通じて、選手の競技力や指導者の資質の向上を図り、異文化への理解を深め、台湾との交流の懸け橋を担う国際感覚豊かな人材を育成する。	台北市と静岡市でバスケットボール交流事業を実施 【台北市選手の静岡市訪問】 受入日程：令和6年8月9日～8月13日 4泊5日 受入人数：23人（選手20人 指導者3人） ※選手は、中学生または高校生で男子選手10人・女子選手10人を想定 内 容：静岡市バスケットボールフェスティバル開催 観光・文化・教育施設の視察 【静岡市から台北市への選出派遣】 派遣日程：令和6年8月16日～8月20日 4泊5日 受入人数：23人（選手20人 指導者2人 市職員1人） ※選手は、中学生または高校生で男子選手10人・女子選手10人を想定 内 容：交流試合の開催 観光・文化・教育施設の視察	5,846	台北市バスケットボール高校生選手を受入のみ、下記の通り実施した。 【台北市選手の静岡市訪問】 受入日程：2025年3月21（金）～24日（月） 受入人数：15人（選手12名、指導者3名） 内 容：静岡市内の高校との交流試合の実施 ：市内エクスカージョン	1,434			スポーツ交流課 (全国少年少女草サッカー大会実行委員会)
132	3 地域における交流の場づくり	全国少年少女草サッカー大会における海外チームとの試合・交流	香港や台湾、中国等、海外からの参加チームを募り、試合等を通じて少年少女の国際感覚の向上を図る。	第38回全国少年少女草サッカー大会 【男子の部】 (プレミアカップ) 開催日：令和6年12月21日・12月22日 参加チーム：24チーム 海外チーム0 (プリンスカップ) 開催日：令和6年12月26日～12月28日 参加チーム：72チーム 【女子の部 プリンセスカップ】 開催日：令和6年12月21日・12月22日 参加チーム：24チーム 会場は、IAIスタジアム日本平、清水ナショナルトレーニングセンター、蛇塚グラウンドなど使用	9,000	第38回全国少年少女草サッカー大会を下記の通り実施した。 【男子の部】 (プレミアカップ) 開催日：令和6年12月21日・12月22日 参加チーム：24チーム (内、海外チーム0チーム) (プリンスカップ) 開催日：令和6年12月26日～12月28日 参加チーム：72チーム (内、海外チーム3チーム) 【女子の部 プリンセスカップ】 開催日：令和6年12月21日・12月22日 参加チーム：24チーム (内、海外チーム1チーム) 会場は、IAIスタジアム日本平、清水ナショナルトレーニングセンター、蛇塚グラウンドなど使用	9,000			こども若者応援課
133	3 地域における交流の場づくり	青少年国際親善交流事業	青少年に国際交流の機会を提供することで、外国人との相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を養う。	静岡市内中高生を対象に、外国人や海外経験のある日本人を講師として招き、海外と日本の文化の違い等を知る機会を提供するため国際交流会を実施する。	100	小学4～6年生・中学生・高校生を対象に、中国で武術修行を経験した講師を招き、本場の中国武術を学べる体験を実施した。 講師からは、修行時代の生活や中国人との交流について体験談のほか、武術の基本動作を実際に体験でき、参加者同士で心と体を鍛えながら中国文化も学べる講座となった。 日 時：令和7年2月16日（日）14：00～16：00 会 場：茶木魚 参 加 者：13人（小学生7人・中学生1人・高校生1人・保護者4人）	25			清水みなと振興課
134	3 地域における交流の場づくり	清水港客船誘致事業	清水港客船誘致委員会を通じ、外国客船を誘致するとともに歓迎事業を実施する。	外国船寄港時に通訳ボランティアによる観光案内を実施する。外国船寄港予定数85回（R6.6.4時点）	91,037	外国船寄港時に通訳ボランティアによる観光案内を実施する。外国船寄港予定数82回	107,637	○		国際交流課
135	4 多文化共生のまちの担い手づくり	(再掲) 多文化共生サポーター養成講座 (静岡シチズンカレッジこ・こ・に専門課程)	多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人住民の地域交流を促し、地域の中で多文化共生の活動を行うサポーターを養成する。	全5回の講座を通じて、地域の中で多文化共生の活動を行うサポーターを養成する。	194	全5回の講座を行い、多文化共生への理解を深めるとともに、グループワークを通して実践的なやさしい日本語の使い方を学んだ。講座修了生は多文化共生サポーターとして当課で管理をする名簿に情報を登録し、随時、当課からイベント情報などを共有している。	180			国際交流課
136	4 多文化共生のまちの担い手づくり	(再掲) 多文化共生のまち推進講座	外国人講師が地域に出向き、国際理解に関する講義を開催することにより、地域に根差した多文化共生の推進を図る。	留学生等の外国人講師が地域に出向き、国際理解に関する講義を開催することにより、地域に根差した多文化共生の推進を図る。	298	留学生が市内の高校生と交流をする機会を全3回も受けた。	54	○		国際交流課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和6年度			⑧対象に留学生を 含む ・含まない	⑨提供資料の 有無	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実績			
137	4 多文化共生 のまちの担い 手づくり	留学生のインターン シップ受け入れ	留学生を対象に、国際交流課においてインターンシップの受け入れを実施し、職業体験を行う。	留学生を対象に、国際交流課においてインターンシップの受け入れを実施し、職業体験を行う。令和6年度は2名を受け入れ予定。	0	インターンシップ生として、留学生1名を受け入れ、国際交流課の事業や、国際理解講座、翻訳業務などを体験してもらった。	0	○	国際交流課 (SAME)
138	4 多文化共生 のまちの担い 手づくり	(再掲) 日本語学習 支援団体による日本語講座	日本語学習支援団体と連携し、外国人住民に日本語を学べる機会を提供する。	市内で日本語教室を運営する2団体に運営補助金を交付する。	110	市内で日本語教室を運営する3団体の運営を補助するため、補助金の交付や、ホームページ上での教室の紹介等を行った。			国際交流課 (SAME)
139	4 多文化共生 のまちの担い 手づくり	ことばと文化のサ ポーターの活用	事前登録をしている、特技、通訳、イベント参加の協力が可能な日本人住民と外国人住民を必要に応じて紹介する。	SAME国際塾を所定の回数参加し、かつ、登録希望者を「ことばと文化のサポーター」として認定、登録する。登録者には、「SAMEにほんご交流会」や災害多言語支援センター設置運営訓練等当協会の事業への参加を促す。	160	ことばと文化のサポーター登録者に、事業やホームステイの案内等を送付した。			国際交流課 (SAME)
140	4 多文化共生 のまちの担い 手づくり	(再掲) 「静岡わい わいワールドフェ ア」の開催	世界各国の文化や料理、踊りとともに団体活動の紹介等を通じて、市民と外国人との交流を図る。	世界各国の文化や料理等の紹介等を通じて、市民と外国人との交流を図るプログラムを実施する。また、来年度以降に関して、実施方法や時期を検討する。	2,000	世界各国の文化や料理、踊りとともに多文化共生に向けて活動をしている団体の紹介を行い、市民の多文化共生意識の醸成に取り組んだ。			学校教育課
141	4 多文化共生 のまちの担い 手づくり	(再掲) 日本語指導 教室の設置・運営と 適応相談員の派遣	日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応支援を行う。	日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導教室、訪問指導による指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援する。また、学校での教育相談等に母国語のできる適応相談員を派遣し、学校生活全般への適応支援を行う。	23,254	日本語指導を受けた児童生徒は、日本語指導教室30人、訪問指導255人であった。適応相談(通訳)は42回実施した。日本語指導者は、日本語指導教員10名(昨年度より2名増)、日本語指導員38名(昨年度より6名増)。通訳の適応相談員8名で支援体制を整えている。児童生徒アンケートでは、91%の児童生徒が「学校は楽しい」と回答した。	17,846		国際交流課 (SAME)

令和7年度以降計画（第2期計画関連事業）

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を含む・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実施計画			
1	1 安心できる生活環境づくり	避難地標識板の絵文字とローマ字化	避難地標識板に絵文字とローマ字表記を行う。	避難地標識板の新設・更新に合わせて、標識版を多言語表示に更新する。	5,150	避難地標識板の新設・更新に合わせて、標識版を多言語表示に更新する。			危機管理課
2	1 安心できる生活環境づくり	市ホームページの多言語化対応	掲載情報を多言語で提供する（英語、中国語、韓国語等に自動翻訳）。	市ホームページ上において、多言語自動翻訳サービスを提供する。	CMSサーバー保守委託料を含む	市ホームページ上において、多言語自動翻訳サービスを提供する。		○	広報課
3	1 安心できる生活環境づくり	静岡市英文表記要領の整備	組織機構の改正等に伴い「静岡市英文表記要領」を改訂する。	新年度における組織機構改編に伴い、静岡市英文表記要領に記載されている組織機構名及び職名の英文表記を修正し、各所管課に周知する。	0	新年度における組織機構改編に伴い、静岡市英文表記要領に記載されている組織機構名及び職名の英文表記を修正し、各所管課に周知する。		○	総務課
4	1 安心できる生活環境づくり	「静岡市のあらし」英語版の作成	多言語による情報提供の充実を図るため「静岡市のあらし」の英語版を作成する。						企画課
5	1 安心できる生活環境づくり	自治基本条例のふりがな表記	外国人住民の参画ができる自治基本条例のPRを行う。						企画課
6	1 安心できる生活環境づくり	市役所庁舎内課名表示板へのふりがな・英語併記	市役所庁舎内課名表示板へのふりがな・英語併記	組織機構改正に伴う案内板、サイン等の修繕を適宜実施予定	—	組織機構改正に伴う案内板、サイン等の修繕を適宜実施予定			管財課
7	1 安心できる生活環境づくり	通知用封筒への問合せ先の英語併記	通知用封筒の問合せ先に英語併記を行う。	納付書や通知を送付するための封筒に、「静岡市役所滞納対策課」を「Shizuoka City Delinquent Tax Collection Division」と英語で併記する。	0	納付書や通知を送付するための封筒に、「静岡市役所滞納対策課」を「Shizuoka City Delinquent Tax Collection Division」と英語で併記する。		○	滞納対策課
8	1 安心できる生活環境づくり	住民税にかかる多言語版パンフレットの作成・配布	住民税にかかる多言語版パンフレットの作成・配布を行う。	住民税にかかる多言語版パンフレットの作成・配布を行う。	8	住民税にかかる多言語版パンフレットの作成・配布を行う。			市民税課
9	1 安心できる生活環境づくり	通知用封筒への問合せ先のローマ字併記	通知用封筒の問合せ先にローマ字併記を行う。	通知用封筒の問合せ先にローマ字併記を行う。 (個人市県民税(普通徴収))178,000枚 (軽自動車税種別割)182,000枚 (法人市民税)34,000枚 (事業所税)2,000部	(個人市県民税(普通徴収))1,749千円 (軽自動車税種別割)1,090千円 (法人市民税)210千円 (事業所税)59千円	通知用封筒の問合せ先にローマ字併記を行う。 (個人市県民税(普通徴収))178,000枚 (軽自動車税種別割)182,000枚 (法人市民税)34,000枚 (事業所税)2,000部		○	市民税課
10	1 安心できる生活環境づくり	税証明発行手続きの多言語化	・英語・中国語表記の課税証明申請書の設置 ・ホームページにおいて英語・中国語表記の課税証明の郵便請求方法の掲載 ・証明発行窓口において英語の5ヶ年度分の課税年度表を設置及び課税証明書の受付の際、必要に応じて表を見せながら説明を行う	英語・中国語表記の課税証明申請書の設置 ・ホームページにおいて英語・中国語表記の課税証明の郵便請求方法の掲載 ・証明発行窓口において英語の5ヶ年度分の課税年度表を設置及び課税証明書の受付の際、必要に応じて表を見せながら説明を行う	0	英語・中国語表記の課税証明申請書の設置 ・ホームページにおいて英語・中国語表記の課税証明の郵便請求方法の掲載 ・証明発行窓口において英語の5ヶ年度分の課税年度表を設置及び課税証明書の受付の際、必要に応じて表を見せながら説明を行う			市民税課
11	1 安心できる生活環境づくり	男女共同参画推進条例の多言語パンフレットの配布	「静岡市男女共同参画推進条例」の理解を図るため9言語に翻訳したパンフレットを配布する。	継続配布	0	継続配布		○	男女共同参画・人権政策課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を含む・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実施計画			
12	1 安心できる生活環境づくり	人権啓発活動	人権啓発等をテーマにした各種啓発活動を実施する。	①エスパルスとの連携事業(3回) ②こども園での人権教育の実施(6園)	3,537	①エスパルスとの連携事業(3回) ②こども園での人権教育の実施(6園)	○	男女共同参画・人権政策課	
13	1 安心できる生活環境づくり	多言語版消費生活相談窓口案内ちらしの作成・配布	多言語版消費生活相談窓口案内ちらしを作成し配布する。	チラシを適宜修正し、静岡・清水相談窓口などに設置し配布する。	0	チラシを適宜修正し、静岡・清水相談窓口などに設置し配布する。	○	生活安全安心課	
14	1 安心できる生活環境づくり	街区表示板のローマ字表記	ローマ字表記の街区表示板を継続設置	住居表示地区に設置する街区表示板について、町名がローマ字で併記されているものを引き続き設置する。	0	住居表示地区に設置する街区表示板について、町名がローマ字で併記されているものを引き続き設置する。	○	戸籍管理課	
15	1 安心できる生活環境づくり	各区戸籍住民課窓口における情報提供	外国人住民が多く立寄る各区戸籍住民課窓口において市の情報提供を行う。	【葵区】【駿河区】【清水区】 戸籍住民課に訪れた外国人住民へ市の情報提供を行う	0	【葵区】【駿河区】【清水区】 戸籍住民課に訪れた外国人住民へ市の情報提供を行う	○	葵区役所戸籍住民課 駿河区役所戸籍住民課 清水区役所戸籍住民課	
16	1 安心できる生活環境づくり	繁忙期における大量の外国人留学生に対するスムーズな転入手続の実施【R6新規】	3月下旬から4月上旬にかけて大量の外国人留学生の転入手続きに対し、転入予定人数や時期等について、事前に学校や関係課と協議し調整を行う。	留学生の住民が多い葵区・駿河区の区役所において、繁忙期に転入してくる外国人留学生に対して、スムーズな手続きができるよう、調整を行う。	0	3月下旬から4月上旬にかけて大量の外国人留学生の転入手続きに対し、 ①事前に記入箇所を明記した転入届の様式を学校側に渡し記載をしてもらう ②国保や年金の手続きについて後日処理を行う ③繁忙期休日開庁や時間外窓口を利用してもらう等 等学校や関係課と事前に協議し調整を行い800人を超える留学生の転入手続きについてスムーズに実施することができた。	0	○	
17	1 安心できる生活環境づくり	窓口における多言語サービス案内の表示	窓口に、通訳サービス希望の意思表示ができる案内を設置する。	窓口に多言語サービス案内を設置することで、外国人が通訳サービスの存在を認識し、円滑な意思疎通の支援につなげる。	0	窓口に多言語サービス案内を設置することで、外国人が通訳サービスの存在を認識し、円滑な意思疎通の支援につなげる。	○	清水区役所保険年金課	
18	1 安心できる生活環境づくり	証明交付請求にかかる多言語案内表示の設置	各種証明書の請求方法について多言語の案内表示を設置し、外国人住民にも適応した案内を提供する。	【葵区】【駿河区】【清水区】 戸籍住民課に訪れた外国人住民へ市の情報提供を行う	0	【葵区】【駿河区】【清水区】 戸籍住民課に訪れた外国人住民へ市の情報提供を行う	○	葵区役所戸籍住民課 駿河区役所戸籍住民課 清水区役所戸籍住民課	
19	1 安心できる生活環境づくり	届出記載所案内表示	届出記載所において、やさしい日本語を使用した掲示物を設置することで、外国人住民にも適応した案内を提供する。	届出記載所及び記載案内周辺において、外国人住民向けの案内(やさしい日本語を使用する、外国語を併記する等)を設置し外国人住民が届出記載所案内窓口へ迷うことなくたどりつける環境を整える。	0	-	○	葵区役所戸籍住民課	
20	1 安心できる生活環境づくり	外国人のための無料健康相談会内「保険相談コーナー」への職員派遣	他団体主催の外国人のための無料健康相談会で行われる「保険相談コーナー」に職員を派遣し相談に応じる。	実施団体の要望に応じて、職員を派遣し、外国人のための無料健康相談会来訪者の相談に対応する。例年10月に開催予定。令和7年度は駿河区保険年金課が対応。	0	開催要望のあった際に対応する。(葵区保険年金課と駿河区保険年金課で1年交互に対応予定)	○	葵区役所保険年金課、 駿河区役所保険年金課	
21	1 安心できる生活環境づくり	外国人住民アンケート調査の実施	本市の外国人住民をとりまく状況と生活実態を把握し課題等を分析するため、外国人住民を対象にアンケート調査を実施する。	多文化共生推進計画の見直しに合わせて実施。	1,500	令和7年度以降は、4年に1度、実施を予定している。		国際交流課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
22	1 安心できる生活環境づくり	市広報紙「静岡気分」をホームページに多言語で公開	市広報紙「静岡気分」をやさしい日本語と英語、中国語に翻訳し、ホームページで公開する。	市広報紙「静岡気分」をやさしい日本語と英語、中国語に翻訳し、ホームページで公開する。	0	市広報紙「静岡気分」をやさしい日本語と英語、中国語に翻訳し、ホームページで公開する。		国際交流課	
23	1 安心できる生活環境づくり	静岡市多文化共生協議会の開催	静岡市多文化共生協議会を開催する。	第12期多文化共生協議会を年4回開催する。		第12期多文化共生協議会を年4回開催し、多文化共生推進計画の中間見直しについて協議をする。		国際交流課	
24	1 安心できる生活環境づくり	外国人住民施策連絡会議の開催	外国人住民施策連絡会議を開催する。	外国人住民の施策に関わる関係機関を集めた外国人住民施策連絡会議を開催する。		外国人住民の施策に関わる関係機関を集めた外国人住民施策連絡会議を開催する。		国際交流課	
25	1 安心できる生活環境づくり	(一財)自治体国際化協会(CLAIR)の多文化共生メニューの活用	CLAIRの静岡市支部を設置し、多文化共生に資するメニューを活用する。	CLAIRの静岡支部を設置し、多文化共生に資するメニューを活用する。	0	CLAIRの静岡支部を設置し、多文化共生に資するメニューを活用する。		国際交流課	
26	1 安心できる生活環境づくり	やさしい日本語の普及	日本語の理解やコミュニケーションに困難を抱える人に配慮した「やさしい日本語」を、行政情報の提供等により広める。	「やさしい日本語」を、行政情報の提供や、留学生と協働して市内の学校等で講座を実施することで普及する。	0	「やさしい日本語」を、行政情報の提供や、留学生と協働して市内の学校等で講座を実施することで普及する。		国際交流課	
27	1 安心できる生活環境づくり	市役所・区役所英語・中国語版フロアガイドの掲示	来庁した外国人住民が目的の課が分かるよう市役所・区役所庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示する。	来庁した外国人住民が目的の課が分かるよう市役所・区役所庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示する。	—	来庁した外国人住民が目的の課が分かるよう市役所・区役所庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示する。		国際交流課 管財課 駿河区役所地域総務課 清水区役所地域総務課	
28	1 安心できる生活環境づくり	外国人住民のための生活相談体制の充実	多言語相談員による生活相談や、窓口等での案内及び手続きの通訳を行う。	静岡市の委託を受け、静岡庁舎・清水庁舎に相談窓口を設置し、相談コーディネーターと相談員が、生活相談や情報提供等相談にあたる。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営費の一部	静岡市の委託を受け、静岡庁舎・清水庁舎に相談窓口を設置し、相談コーディネーターと相談員が、生活相談や情報提供等相談にあたる。		国際交流課 (SAME)	
29	1 安心できる生活環境づくり	静岡市多文化共生総合相談センターの運営	在留外国人に対して、生活に係る適切な情報や、相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行う。	静岡市の委託を受け、在住外国人に多言語で情報提供や相談にあたる。	3,689	静岡市の委託を受け、在住外国人に多言語で情報提供や相談にあたる。		国際交流課 (SAME)	
30	1 安心できる生活環境づくり	窓口対応時の通訳支援	窓口で外国人住民に対応する際、必要に応じて、通訳タブレット等による通訳支援を行う。	静岡市の委託を受け、対面及びタブレット端末により、15言語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、フランス語、韓国語、ネパール語、タイ語、ヒンディー語、ロシア語、ウクライナ語、やさしい日本語)で生活相談や窓口での手続きに対応する。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営の一部	静岡市の委託を受け、対面及びタブレット端末により、15言語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、フランス語、韓国語、ネパール語、タイ語、ヒンディー語、ロシア語、ウクライナ語、やさしい日本語)で生活相談や窓口での手続きに対応する。		国際交流課 (SAME)	
31	1 安心できる生活環境づくり	外国人住民を対象とした防災・消火訓練及び防災情報の提供と防火講話	防災・防火意識の向上につながる防災・消火訓練及び防災情報の提供と防火講話を行い、防災リーダーとして地域の担い手を育成する。	災害時の情報収集方法やDIG体験等を行う。全3回のうち、2回以上出席した人を静岡市外国人防災リーダーに認定する。	0	災害時の情報収集方法やDIG体験等を行う。全3回のうち、2回以上出席した人を静岡市外国人防災リーダーに認定する。		国際交流課 (SAME)	
32	1 安心できる生活環境づくり	多言語対応可能な医療機関情報の提供	多言語対応可能な医療機関リストを作成しホームページで情報提供する。	照会があった際に、日本政府観光局(JNTO)の医療機関検索サイトや静岡市の救急当番医のサイトを案内する。	0	照会があった際に、日本政府観光局(JNTO)の医療機関検索サイトや静岡市の救急当番医のサイトを案内する。		国際交流課 (SAME)	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
33	1 安心できる生活環境づくり	国際交流協会インターネットWebサイト	国際交流協会概要、イベント情報、主催事業実績、関連機関リンク、日本語学校リスト、静岡生活ガイドブック、救急当番医票、SAME news、市からのお知らせ、団体のお知らせ、その他官公署等からのお知らせを多言語で掲載する。	当協会の活動の周知や市内の国際交流・多文化共生事業の告知のほか、日本語学習ポータルサイトの運営を行う。	369	当協会の活動の周知や市内の国際交流・多文化共生事業の告知、Webニュースを掲載する。また、日本語学習ポータルサイトの運営を行う。		国際交流課 (SAME)	
34	1 安心できる生活環境づくり	多言語情報発信	多言語で生活情報、行政サービスの紹介、国際交流イベント、団体活動状況の情報発信を行う。	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、フィリピン語、やさしい日本語で生活情報や行政サービス等の情報発信を行う。	静岡市多文化共生総合相談センターの運営の一部	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、フィリピン語、やさしい日本語で生活情報や行政サービス等の情報発信を行う。		国際交流課 (SAME)	
35	1 安心できる生活環境づくり	国際交流協会Facebookでの情報発信	主催事業告知、実績レポートを掲載する。	主催事業の告知を行う。	国際交流協会インターネットWebサイトの一部	主催事業の告知を行う。		国際交流課 (SAME)	
36	1 安心できる生活環境づくり	災害多言語支援センター運営	多言語による災害時の情報提供や避難所の巡回支援を行う。	マニュアルの見直しや、本館3階の設置場所や機器の動作確認等を行う。	5	マニュアルの見直しや、本館3階の設置場所や機器の動作確認等を行う。		国際交流課 (SAME)	
37	1 安心できる生活環境づくり	歴史博物館 多言語パンフレット提供等事業	多言語パンフレット及び多言語音声展示解説等の提供を行う。	英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語にて以下を提供 ・歴史博物館パンフレット ・歴史博物館音声展示解説 ・歴史博物館ホームページ	0	英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語にて以下を提供 ・歴史博物館パンフレット ・歴史博物館音声展示解説 ・歴史博物館ホームページ	○	歴史文化課	
38	1 安心できる生活環境づくり	三保松原文化創造センター 多言語パンフレット提供等事業	多言語パンフレット及び多言語音声ガイドの提供を行う。	・みほしるべ1階展示室：QRコードを活用した三保松原音声ガイド（英語・中国語・韓国語）を提供する。 ・みほしるべ2階展示室、三保半島3エリア：QRコードを活用した三保松原音声ガイド（英語、中国語）を提供する。 ・多言語パンフレット（英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）・フランス語）を提供する。	音声ガイド等運用保守の一部 パンフレット増刷の一部	・みほしるべ1階展示室：QRコードを活用した三保松原音声ガイド（英語・中国語・韓国語）を提供する。 ・みほしるべ2階展示室、三保半島3エリア：QRコードを活用した三保松原音声ガイド（英語、中国語）を提供する。 ・多言語パンフレット（英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）・フランス語）を提供する。	○	文化財課 （三保松原文化創造センター）	
39	1 安心できる生活環境づくり	登呂博物館 多言語音声ガイド貸し出し等事業	多言語音声ガイドの貸し出し及び多言語パンフレットの提供を行う。	【対応言語】英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語 ・音声ガイドについて、希望する来館者へ貸出をする。 ・多言語版パンフレットは館内に設置するとともに、送付依頼のあった設置個所に提供する。	0	【対応言語】英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語 ・音声ガイドについて、希望する来館者へ貸出をする。 ・多言語版パンフレットは館内に設置するとともに、送付依頼のあった設置個所に提供する。		文化財課 （登呂博物館）	
40	1 安心できる生活環境づくり	東御門・巽櫓、坤櫓、日本庭園及び茶室 多言語パンフレット提供等事業	多言語パンフレット等の提供を行う。	英語にて以下を提供 ・施設パンフレット（東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園） ・駿府城公園ホームページ	0	英語にて以下を提供 ・施設パンフレット（東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園） ・駿府城公園ホームページ	○	歴史文化課	
41	1 安心できる生活環境づくり	文化施設のホームページ、施設パンフレット及び施設案内表示等の多言語対応	文化振興課所管の文化施設における多言語化の取組みを行う。	ホームページ、施設パンフレット（利用案内）、施設内案内表示の多言語化への取組みを行う。	0	ホームページ、施設パンフレット（利用案内）、施設内案内表示の多言語化への取組みを行う。	○	文化政策課	
42	1 安心できる生活環境づくり	芹沢銈介美術館における館内案内標示の多言語化および多言語パンフレットの提供	館内の案内標示の多言語化および多言語パンフレットの提供を行う。	引き続き、美術館利用案内の翻訳版および多言語パンフレットを受付に設置する。	0	引き続き、美術館利用案内の翻訳版および多言語パンフレットを受付に設置する。	○	文化政策課 （芹沢銈介美術館）	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令和8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
43	1 安心できる生活環境づくり	スポーツ施設案内板の多言語表記	スポーツ施設内の案内板の多言語表記を継続	引き続き、案内板等での外国語表記・対応の追加を検討していく。	0	引き続き、案内板等での外国語表記・対応の追加を検討していく。		スポーツ振興課	
44	1 安心できる生活環境づくり	静岡マラソンホームページ(エントリー手続き)の多言語化対応	掲載情報を多言語で提供する(英語、中国語(簡体字、繁体字))。	静岡マラソンホームページへ、静岡マラソン2026大会の情報が公開と同時に英語、中国語(簡体字・繁体字)など多言語で対応し情報発信を行う。	100,000(負担金の一部)	静岡マラソンホームページへ、静岡マラソン開催にあわせ情報の公開と同時に英語、中国語(簡体字・繁体字)など多言語で対応し情報発信を行う。	○	スポーツ交流課 (静岡マラソン実行委員会)	
45	1 安心できる生活環境づくり	南アルプス情報	南アルプスユネスコエコパークの魅力を国内外に発信し、認知度の向上を目指す。観光や登山からの関係人口拡大を促進する。	南アルプスユネスコエコパークの魅力を南プスサイトを通じ国内外に発信し、認知度の向上及び観光や登山からの関係人口拡大を促進する。	1,800	引き続き、同様の事業を行って行く。	○	環境共生課	
46	1 安心できる生活環境づくり	南アルプスユネスコエコパークミュージアム展示の英語表記	来館した外国人観光客に配慮し、英語版館内展示をする。【R7新規】	来館した外国人観光客に配慮し、英語版館内展示をする。	-	来館した外国人観光客に配慮し、英語版館内展示をする。	○	環境共生課	
47	1 安心できる生活環境づくり	「静岡市のごみの出し方」多言語パンフレットの作成・配布	ごみの出し方や収集日程等を周知することを目的として多言語パンフレットを作成、区役所戸籍住民課や静岡市国際交流協会の窓口などに設置し配布する。	外国人住民に対し、ごみの出し方や収集日程等を周知する多言語パンフレットを配布し、ごみの適正排出の保持、可燃ごみの減量及び資源ごみのリサイクル化の推進を図る。パンフレットの配布場所についてもさらに増やすことができないか検討していく。	200	外国人住民に対し、ごみの出し方や収集日程等を周知する多言語パンフレットを配布し、ごみの適正排出の保持、可燃ごみの減量及び資源ごみのリサイクル化の推進を図る。パンフレットの配布場所についてもさらに増やすことができないか検討していく。	○	収集業務課	
48	1 安心できる生活環境づくり	ごみ分別等の市民啓発に係るスマートフォン専用アプリの運用	スマートフォンの普及を踏まえ、ごみの分別や減量化等に関する情報発信を効果的に行うため、スマートフォン専用アプリの運用を行う。同アプリは英語・中国語・やさしい日本語に対応する。	スマートフォン専用アプリの運用を行い、ごみの分別や減量化等に関する情報発信を行う。様々な媒体を用いてアプリの周知を図る。	1,980	スマートフォン専用アプリの運用を行い、ごみの分別や減量化等に関する情報発信を行う。様々な媒体を用いてアプリの周知を図る。	○	収集業務課	
49	1 安心できる生活環境づくり	「年末年始ごみ収集のお知らせ」多言語チラシの作成・配布	年末年始のごみの収集日程等を周知することを目的として多言語でチラシを作成、配布する。	外国人住民に対し、例年組回覧している年末年始のごみ収集の日程等を掲載したチラシを多言語で作成し、ごみの適正排出の保持を図る。配布・周知の方法について検討していく。	0	外国人住民に対し、例年組回覧している年末年始のごみ収集の日程等を掲載したチラシを多言語で作成し、ごみの適正排出の保持を図る。配布・周知の方法について検討していく。	○	収集業務課	
50	1 安心できる生活環境づくり	特別児童扶養手当等通知等のふりがな併記	外国人世帯へ郵送する特別児童扶養手当等の通知等案内にふりがなをつける。	外国人世帯へ郵送する特別児童扶養手当等の通知等案内にふりがなをつける。	0	外国人世帯へ郵送する特別児童扶養手当等の通知等案内にふりがなをつける。		障害者支援推進課	
51	1 安心できる生活環境づくり	静岡市外国人障害者福祉手当の支給	静岡市外国人障害者福祉手当を支給する。	対象者に対し、月額27,000円を3期に分けて支給する。	324	対象者に対し、月額27,000円を3期に分けて支給する。		障害者支援推進課	
52	1 安心できる生活環境づくり	静岡市外国人高齢者福祉手当の支給	静岡市に居住する外国人高齢者で、静岡市外国人高齢者福祉手当規則の支給資格を満たす場合は所定の手当を支給する。	支給資格を満たす外国人高齢者に対して月額11,000円を3期に分けて支給する。	528	支給資格を満たす外国人高齢者に対して月額11,000円を3期に分けて支給する。		高齢者福祉課	
53	1 安心できる生活環境づくり	封筒へのローマ字及びふりがなの併記	封筒にローマ字及びふりがなの併記を行う。	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。	299	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。		介護保険課	
54	1 安心できる生活環境づくり	介護保険パンフレット等のふりがな併記	介護保険パンフレット等にふりがな併記を行う。	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。	1,683	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。		介護保険課	
55	1 安心できる生活環境づくり	介護保険制度の多言語パンフレットの作成・配布	介護保険制度の理解・周知を図るためのパンフレットを多言語で作成し、配布する。	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。	0	介護サービスを必要とする外国人に適切な情報を提供する。		介護保険課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令和8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
56	1 安心できる生活環境づくり	多言語版「国民健康保険概要」の作成・配布	多言語版「国民健康保険概要」を作成し配布する。	多言語版「国民健康保険概要」を改訂（年1回）し、各区保険年金課窓口等に配架する。英語、韓国語等7か国語を作成する。	0	多言語版「国民健康保険概要」を改訂（年1回）し、各区保険年金課窓口等に配架する。英語、韓国語等7か国語を作成する。	○	保険年金管理課	
57	1 安心できる生活環境づくり	通知用封筒への問合せ先のローマ字併記	通知用封筒の問合せ先にローマ字併記を行う。	保険証や納付通知書など様々な通知に伴う封筒の問合せ欄にローマ字併記をする。	0	保険証や納付通知書など様々な通知に伴う封筒の問合せ欄にローマ字併記をする。	○	保険年金管理課	
58	1 安心できる生活環境づくり	こころの健康センターパンフレットの英語版をホームページで公開	こころの健康センターで作成したパンフレット（こころの健康センターの御案内、こころの講座シリーズ）の英語版をホームページに掲載する。	ホームページに依存症パンフレット英語版、うつ病パンフレット英語版を掲載（継続）する。	0	ホームページに依存症パンフレット英語版、うつ病パンフレット英語版を掲載（継続）する。	○	こころの健康センター	
59	1 安心できる生活環境づくり	保健所案内板の多言語、ローマ字表記と多言語併記道路案内標識の設置	保健所案内板に多言語、ローマ字を表記し、多言語併記道路案内標識を継続設置する。	保健所案内板に外国語、ローマ字を表記し、外国語併記道路案内標識を継続設置する。	0	保健所案内板に外国語、ローマ字を表記し、外国語併記道路案内標識を継続設置する。	0	保健所総務課	
60	1 安心できる生活環境づくり	多言語資料による予防接種の情報提供	「予防接種とこどもの健康」の多言語資料を用いて予防接種に関する情報提供を行う。	希望者に対し「予防接種とこどもの健康」の外国語訳資料を用いて予防接種に関する情報提供を行う。	0	希望者に対し「予防接種とこどもの健康」の外国語訳資料を用いて予防接種に関する情報提供を行う。	○	感染症対策課	
61	1 安心できる生活環境づくり	エイズ予防に関する啓発事業	・エイズに関する無料相談・検査を受け付ける。 ・エイズ予防に関する多言語パンフレットの配布を行う。	エイズに関する無料相談・検査を受け付ける。また、希望者に対し、エイズ予防に関する外国語版パンフレットを配布する。	0	エイズに関する無料相談・検査を受け付ける。また、希望者に対し、エイズ予防に関する外国語版パンフレットを配布する。	○	感染症対策課	
62	1 安心できる生活環境づくり	HPVワクチン接種案内	HPVワクチン接種を多言語（英語、中国語、ベトナム語）で案内する。	・HPVワクチン接種案内の実施 ・案内表記内容の更新	0	・HPVワクチン接種案内の実施 ・案内表記内容の更新		保健所清水支所	
63	1 安心できる生活環境づくり	子育て応援総合ホームページの多言語対応	子育て応援総合ホームページちゃむしずおかを多言語で提供する（英語・中国語・韓国語）	子育て応援総合ホームページちゃむしずおかを多言語で提供する（英語・中国語・韓国語）	保守委託料を含む	子育て応援総合ホームページちゃむしずおかを多言語で提供する（英語・中国語・韓国語）		子ども未来課	
64	1 安心できる生活環境づくり	静岡朝鮮初中級学校教材等整備事業補助金の交付	静岡朝鮮初中級学校教材等整備事業補助金の交付を行う。	義務教育年齢の在日朝鮮人への教育を実施している静岡朝鮮学園における教育振興と保護者の経済的な負担を軽減する。	418	義務教育年齢の在日朝鮮人への教育を実施している静岡朝鮮学園における教育振興と保護者の経済的な負担を軽減する。		幼保支援課	
65	1 安心できる生活環境づくり	入園申込みのしおり等	入園申込みのしおり等を多言語（英語・中国語）に翻訳し、配布する	令和8年4月から認定こども園等に入園するために必要なしおり等各種書類を多言語（英語・中国語）に翻訳し配付することで外国人の保護者が入園申込等にかかる負担を軽減する。	0	翌年度4月から認定こども園等に入園するために必要なしおり等各種書類を多言語（英語・中国語）に翻訳し配付することで外国人の保護者が入園申込等にかかる負担を軽減する。	○	幼保支援課 各区子育て支援課	
66	1 安心できる生活環境づくり	市立こども園定期健康診断問診票（英語版）の作成・配布【R6新規】	市立こども園の定期健康診断の問診票・保健調査票（英語版）を作成する。	市立こども園に在籍する外国人の必要とされる言語について調査し、市立こども園の定期健康診断の問診票・保健調査票に必要とされる言語に訳する。	0	CIR及び国際交流課が取り纏めている翻訳事業を活用し、翻訳を実施する。		こども園課	
67	1 安心できる生活環境づくり	多言語版「母子健康手帳」の交付	「母子健康手帳」を多言語で交付する。	希望者に対し、適宜多言語版「母子健康手帳」を交付する。	85	希望者に対し、適宜多言語版「母子健康手帳」を交付する。		子ども家庭課	
68	1 安心できる生活環境づくり	「子ども医療費助成制度の案内」の作成・配付	やさしい日本語を使用した「子ども医療費助成制度の案内」及び英語版「子ども医療費助成制度の案内」を作成し配布する。	窓口案内の際に、希望者に対し、適宜やさしい日本語版及び英語版の案内チラシを配布する。	0	窓口案内の際に、希望者に対し、適宜やさしい日本語版及び英語版の案内チラシを配布する。		子ども家庭課	
69	1 安心できる生活環境づくり	外国人労働者に関する情報収集	外国人労働者に関する情報収集を行い、今後の国際化施策に反映する。	静岡労働局が発行する「外国人雇用の届出状況」等、引き続き情報収集を行う他、静岡労働局やSIBA等の関連団体と連携を図り、より密な情報共有を行う。	0	静岡労働局が発行する「外国人雇用の届出状況」等、引き続き情報収集を行う他、静岡労働局やSIBA等の関連団体と連携を図り、より密な情報共有を行う。	○	商業労政課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令和8年度以降		⑦対象に留学生を含む・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実施計画			
70	1 安心できる生活環境づくり	「お茶のまち静岡市」ホームページ	「お茶のまち静岡市」ホームページを多言語化して発信する(英語、中国語、韓国語に自動翻訳)	サイト内全ページをGoogle翻訳に対応させた「お茶のまち静岡市」ホームページの提供を継続して実施する。	341	サイト内全ページをGoogle翻訳に対応させた「お茶のまち静岡市」ホームページの提供を継続して実施した。		農業政策課	
71	1 安心できる生活環境づくり	公共サイン整備事業	市街地の主要交差点・主要施設周辺において、周辺地図に公共施設等の目的地、目的地までのバリアフリー経路をピクト表示などを用いてわかりやすく表記するとともに、多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)で表記し、高齢者や障がい者、外国人にも適応した案内を提供する。	マスターデータ修繕 既設公共サイン修繕10基実施予定	1,440	マスターデータ修繕を隔年で実施 既設公共サイン修繕随時実施		景観まちづくり課	
72	1 安心できる生活環境づくり	自転車等放置防止指導業務(路面表示)	自転車等放置禁止・規制区域を示す路面表示板に英語表記を行う。	現状の路面標示版の交換時に、英語表記を追記したものに随時変更する。	200	現状の路面標示版の交換時に、英語表記を追記したものに随時変更する。	○	交通政策課	
73	1 安心できる生活環境づくり	自転車等放置防止指導業務(指導札)	放置自転車等に貼付する「指導札」にふりがな表記を行う。	ふりがな表記を行った指導札を放置自転車等に貼付する。 (令和6年度対応済、継続実施)	0	ふりがな表記を行った指導札を放置自転車等に貼付する。 (令和6年度対応済、継続実施)	○	交通政策課	
74	1 安心できる生活環境づくり	自転車等駐車場管理業務	市営駐輪場及び自転車等放置禁止・規制区域図に英語表記を行う。	JR静岡駅周辺の市営駐輪場看板及び自転車等放置禁止・規制区域図に英語表記を追記する(順次対応)	165	JR静岡駅周辺の市営駐輪場看板及び自転車等放置禁止・規制区域図に英語表記を追記する(順次対応)	○	交通政策課	
75	1 安心できる生活環境づくり	清水駅周辺公共サイン整備事業	清水駅周辺に設置されている公共サインの表記を、多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)に順次更新する。	既設の建造物の修繕でその都度対応見込み	1,208	既設の建造物の修繕でその都度対応見込み		清水まちづくり推進課	
76	1 安心できる生活環境づくり	市有建築物への耐震性能表示ラベルの多言語表記	市民へ周知するために「市有建築物の耐震性能」を表示したラベルに多言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語)を表記する。	耐震対策を実施した市有建築物について、随時、耐震性能表示ラベルを更新する。	0	耐震対策を実施した市有建築物について、随時、耐震性能表示ラベルを更新する。		建築総務課	
77	1 安心できる生活環境づくり	市営住宅空家募集案内書の作成・配布	市営住宅空家募集案内(英語・中国語・ポルトガル語)を多言語で作成し配架する。	外国語版空家募集案内書を各区・各支所に配架する。		外国語版空家募集案内書を更新し、各区・各支所に配架する。		住宅政策課	
78	1 安心できる生活環境づくり	新規入居者向け入居のしおりの作成・配布	市営住宅の新規入居者に対する注意事項等を記載した入居のしおり(英語・中国語・ポルトガル語)を作成し配布する。	新規入居者に対する外国語版入居のしおりを更新し、配布する。		令和7年度に更新した新規入居者に対する外国語版入居のしおりを配布する。	○	住宅政策課	
79	1 安心できる生活環境づくり	市有建築物の建築計画における案内板等の多言語、ローマ字表記の推進	市有建築物の案内板等に多言語、ローマ字表記を行う。	-	-	-		公共建築課	
80	1 安心できる生活環境づくり	多言語による救急対応カードの活用	外国人が救急自動車を要請した際、氏名や主訴を聴取するため、日本語と対訳式の6カ国語(スペイン語・ポルトガル語・韓国語・タガログ語・中国語・英語)の救急対応カードを活用する。	・外国人を救急搬送する際に救急隊がカードを活用し対応する。 ・毎朝点検時、カードの配置状況を確認する。	0	・外国人を救急搬送する際に救急隊がカードを活用し対応する。 ・毎朝点検時、カードの配置状況を確認する。		救急課	
81	1 安心できる生活環境づくり	119番通報等多言語対応	多言語通訳コールセンターを業者委託し、119番通報等に対応する電話通訳体制を整える。(主に5カ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語))	119番通報受信時及び災害対応時のほか、消防業務全般において、遠隔電話通訳を委託し多言語対応を実施する。	99	119番通報受信時及び災害対応時のほか、消防業務全般において、遠隔電話通訳を委託し多言語対応を実施する。	○	指令課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
82	1 安心できる生活環境づくり	静岡市上下水道局庁舎英語・中国語版フロアガイドの掲示	来庁した外国人住民が目的の課が分かるよう静岡市上下水道局庁舎の英語版・中国語版フロアガイドを掲示する。	組織名に変更がある場合は内容の修正を行い、上下水道局庁舎1階エレベーターホールに掲示・管理を行う。		組織名に変更がある場合は内容の修正を行い、上下水道局庁舎1階エレベーターホールに掲示・管理を行う。		上下水道総務課	
83	1 安心できる生活環境づくり	静岡市上下水道局庁舎案内パンフレット（英語版）の作成・配布	静岡市上下水道局庁舎案内パンフレットを英語に翻訳し、配布する。	作成済のパンフレットを課窓口に掲示し、希望者に配布する。		作成済のパンフレットを課窓口に掲示し、希望者に配布する。		上下水道総務課 国際交流課	
84	1 安心できる生活環境づくり	放課後子ども教室案内文・加入申込書の外国語版の作成・配付	放課後子ども教室の案内文及び加入申込書を多言語化し、小学生の保護者向けに配付する。	放課後子ども教室案内文・加入申込書（英語版・中国語（簡体字）版）を作成し、配付する。	0	放課後子ども教室案内文・加入申込書（英語版・中国語（簡体字）版）を作成し、配付する。		教育総務課	
85	1 安心できる生活環境づくり	議場見学パンフレット、ホームページ	議場見学者用のパンフレットを多言語（英語と中国語）に翻訳し、配布するとともに、市議会のホームページに掲載する。	議場見学者に、多言語に翻訳したパンフレットを配布する。	0	議場見学者に、多言語に翻訳したパンフレットを配布する。	○	調査法制課	
86	2 教育の機会や場づくり	生涯学習施設における国際理解講座の開催	生涯学習施設において、異なる文化・習慣を学び、多文化共生意識を育む講座を開催する。	生涯学習施設において、異なる文化・習慣を学び、多文化共生意識を育む講座を開催する。	生涯学習センター指定管理料、生涯学習交流館指定管理料の一部	生涯学習施設において、異なる文化・習慣を学び、多文化共生意識を育む講座を開催する。		生涯学習推進課	
87	2 教育の機会や場づくり	国際理解に関する講座の開催	国際理解に関する講座を実施する。	市内の学校等で、国際理解や多文化共生について理解を深めるための講座を実施する。	0	市内の学校等で、国際理解や多文化共生について理解を深めるための講座を実施する。		国際交流課	
88	2 教育の機会や場づくり	国際交流員による国際理解講座	英語・中国語・フランス語の国際交流員（CIR）3名をこども園、幼稚園等に派遣し、国際理解の促進を図る。	英語・中国語・フランス語の国際交流員（CIR）3名をこども園や幼稚園等に派遣し、講座を実施することで、児童の国際理解の推進を図る。	0	英語・中国語・フランス語の国際交流員（CIR）3名をこども園や幼稚園等に派遣し、講座を実施することで、児童の国際理解の推進を図る。		国際交流課	
89	2 教育の機会や場づくり	多文化共生のまち推進講座	外国人講師が地域に出向き、国際理解に関する講義を開催することにより、地域に根差した多文化共生の推進を図る。	留学生が国際交流課の職員とともに、市内の高校等を訪問し、多文化共生や国際理解に関する講義やディスカッションを実施することで、地域に根ざした多文化共生の推進を図る。	0	留学生が国際交流課の職員とともに、市内の高校等を訪問し、多文化共生や国際理解に関する講義やディスカッションを実施することで、地域に根ざした多文化共生の推進を図る。		国際交流課	
90	2 教育の機会や場づくり	基本的な日本語の読み書きの習得を目的とする日本語講座の開催	基本的な日本語の読み書きの習得を目的とする日本語講座を開講する。	外国人住民が生活していく上で必要となる基礎的な日本語能力を習得する場として「SAMEにほんごきょうしつ」を週2回、3期開講する。基礎的な読み書きの習得に加え、防災やごみの分別等、生活に密着した「生活学習会」を年6回開催する。	4,313	外国人住民が生活していく上で必要となる基礎的な日本語能力を習得する場として「SAMEにほんごきょうしつ」を週2回、3期開講する。基礎的な読み書きの習得に加え、防災やごみの分別等、生活に密着した「生活学習会」を年6回開催する。		国際交流課（SAME）	
91	2 教育の機会や場づくり	日本語学習支援団体による日本語講座	日本語学習支援団体と連携し、外国人住民に日本語を学べる機会を提供する。	市内で日本語教室を運営する2団体に運営補助金を交付する。	240	実施未定		国際交流課（SAME）	
92	2 教育の機会や場づくり	外国につながる子どもたちのための日本語講座	市内の小中学校に在籍する外国人児童生徒を対象に日常生活に必要な日本語を身につけるための支援を行う。	市内中学校に在籍する外国にルーツを持つ生徒や、学齢期を超えて来日した若者、教科の日本語学習や入試対策等高校進学支援を行う。	278	市内中学校に在籍する外国にルーツを持つ生徒や、学齢期を超えて来日した若者、教科の日本語学習や入試対策等高校進学支援を行う。		国際交流課（SAME）	
93	2 教育の機会や場づくり	地域日本語教育に係る総合調整会議	大学教授、経済団体、行政（県・市）、外国人住民、日本語教育実施団体が構成員となり、静岡市における日本語学習支援、及び、多文化共生の現状、課題を共有し、解決方法を検討する。	企業や行政、教育機関関係者等を委員に委嘱し、地域における日本語教育の実態や、課題の解決に向けた日本語教育の方策を検討する。	234	企業や行政、教育機関関係者等を委員に委嘱し、地域における日本語教育の実態や、課題の解決に向けた日本語教育の方策を検討する。		国際交流課（SAME）	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を含む・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実施計画			
94	2 教育の機会や場づくり	国際交流協会「日本語情報誌『SAME』」の発行	国際交流協会や団体の活動を周知し、市民に活動への理解と協力や参加を呼びかける目的で、情報誌を発行する。	当協会の事業報告や静岡市内で活躍する団体や外国人、ボランティア活動報告を掲載する。5・6月号を紙媒体での最終号として、その後はWebニュースに移行する。	105	Webで国際交流協会の事業や、静岡市で活躍する外国人やボランティア活動報告を配信する。			国際交流課(SAME)
95	2 教育の機会や場づくり	看護学生への語学教育、国際理解教育	・語学教育の推進(英語・中国語) ・国際理解教育の推進	前期(4月～9月)に1年生33人に英語又は中国語を、2年生40人に英語の講義を行い、語学及び国際理解教育の推進に努める。	748	前期(4月～9月)に1年生33人に英語又は中国語を、2年生40人に英語の講義を行い、語学及び国際理解教育の推進に努める。			静岡看護専門学校
96	2 教育の機会や場づくり	看護学生への語学教育、国際理解教育	・語学教育の推進(英語) ・国際理解教育の推進	国際社会に目を向け、多様な価値観・異文化の理解を深め、国際社会の情勢から看護に期待される役割を考える。 年間授業時間 ・英会話(2年前期)30時間 ・国際情報論(3年前期)30時間 ・医療英語(3年前期)15時間	485	国際社会に目を向け、多様な価値観・異文化の理解を深め、国際社会の情勢から看護に期待される役割を考える。 年間授業時間 ・英会話(2年前期)30時間 ・国際情報論(3年前期)30時間 ・医療英語(3年前期)15時間			清水看護専門学校
97	2 教育の機会や場づくり	外国人技能実習生日本語研修	技能検定基礎級の学科試験の日本語レベルに合わせた基礎的な日本語の研修を行う。	監理団体又は実習機関が静岡県内にあり、出入国管理及び難民認定法の規定により、技能実習1号の在留資格で入国した外国人技能実習生、及び「技能実習2号」として在留中の外国人技能実習生を対象に静岡県と連携して開催する。	0	監理団体又は実習機関が静岡県内にあり、出入国管理及び難民認定法の規定により、技能実習1号の在留資格で入国した外国人技能実習生、及び「技能実習2号」として在留中の外国人技能実習生を対象に静岡県と連携して開催する。		○	商業労政課
98	2 教育の機会や場づくり	教員海外派遣研修事業	姉妹都市に教員を長期派遣し、資質向上を図る。また、現地社会との交流を図り姉妹都市交流の一翼を担う。	派遣先：アメリカ合衆国インディアナ州シェルビービル市派遣教員：静岡市立学校に勤務する教諭一名 活動内容：教育活動等を通じ、現地市民に静岡市の魅力を伝え、両市の相互理解促進を図る。	1,439	派遣先：アメリカ合衆国インディアナ州シェルビービル市派遣教員：静岡市立学校に勤務する教諭一名 活動内容：教育活動等を通じ、現地市民に静岡市の魅力を伝え、両市の相互理解促進を図る。			教職員課、教育センター
99	2 教育の機会や場づくり	日本語指導教室の設置・運営と適応相談員の派遣	日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応支援を行う。	日本語指導が必要な児童生徒に対し、訪問指導による指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援する。また、学校での教育相談等に母国語のできる適応相談員を派遣し、学校生活全般への適応支援を行う。	19,404	日本語指導が必要な児童生徒に対し、訪問指導による指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援する。また、学校での教育相談等に母国語のできる適応相談員を派遣し、学校生活全般への適応支援を行う。			学校教育課
100	2 教育の機会や場づくり	日本語・学習支援学生ボランティアの派遣	大学と連携して、学生ボランティアを学校へ派遣し、当該児童生徒の学習及び生活の適応を支援する。	学生スクールボランティアが教科指導や総合学習、特別支援教育、日本語指導、中学校の部活動等にアシスタントとして参加できるように、HPを充実する。また、直接、地元の大学を訪問しガイダンス等で求人活動を展開する。小中学校の4割以上の学校にスクールボランティアを派遣することを目標とする。	0	学生スクールボランティアが教科指導や総合学習、特別支援教育、放課後の学習相談・あそび、日本語指導などにアシスタントとして参加することで、小・中学校の教育課程実施の充実を支援するとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげる。ボランティア活動を通して自分自身の存在価値や社会問題への意識を高め、全小中学校で、より積極的な社会貢献ができるようなボランティア活動を実施する。小中学校の5割以上の学校にスクールボランティアを派遣できることを目標とする。			学校教育課
101	2 教育の機会や場づくり	多文化共生研修会の実施	研修会を行うことで、多文化共生の意識を高め、小中学校での外国人児童生徒等の受け入れ体制を整備・充実させる。	市内全校の担当教員を対象とした研修会を行い、多文化共生の意識を高め、各校における外国人児童生徒等の受け入れ体制を整備・充実させる。	0	市内全校の担当教員を対象とした研修会を行い、多文化共生の意識を高め、各校における外国人児童生徒等の受け入れ体制を整備・充実させる。			学校教育課
102	2 教育の機会や場づくり	多言語版日本語指導案内と学校通知等の文例集の作成・配付	静岡市の日本語指導教育についてや学校通知等の文例集を多言語で作成して支援する。	多言語版の通知や案内を、より多くの児童生徒、保護者に提供できるよう、学校への活用周知を徹底する。	0	多言語版の通知や案内を、より多くの児童生徒、保護者に提供できるよう、学校への活用周知を徹底する。			学校教育課
103	2 教育の機会や場づくり	児童生徒向け日本語指導教材の作成・配付	日本の学校生活に適応し、日本語での授業を理解できるようになるための教材を作成して支援する。	日本語指導教員と協働し、外国人児童生徒等が、一人一台端末で主体的に日本語を学べる環境を充実させる。オンライン上の教材や、授業で使える画像・動画素材の活用方法についての周知を図る。	0	日本語指導教員と協働し、外国人児童生徒等が、一人一台端末で主体的に日本語を学べる環境を充実させる。オンライン上の教材や、授業で使える画像・動画素材の活用方法についての周知を図る。			学校教育課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を含む・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額(千円)	⑥事業実施計画			
104	2 教育の機会や場づくり	日本語を母語としない子とその保護者のための高校進学ガイダンス	当該児童生徒及びその保護者を対象に、高校進学ガイダンスを開催して、日本の高校進学に関する情報を提供する。	夏季休業中に、高校等進学ガイダンス及び進路に関する個別相談会を開催する。市内全小中学校に呼びかけ、当該児童生徒及びその保護者が、正しい知識と個別相談により不安を解消し、児童生徒の将来について期待をもって生活できるようにする。	33	夏季休業中に、高校等進学ガイダンス及び進路に関する個別相談会を開催する。市内全小中学校に呼びかけ、当該児童生徒及びその保護者が、正しい知識と個別相談により不安を解消し、児童生徒の将来について期待をもって生活できるようにする。		学校教育課	
105	2 教育の機会や場づくり	国際理解授業の実施	総合的な学習の時間における国際理解、または外国語活動における言語や文化について体験的理解を図る授業を実施する。	総合的な学習の時間や外国語の授業において、地域の課題を解決していく方法を考えるときに、地域の利点を考えるだけでなく、グローバルな視点で、よりよい解決方法について考えさせるような働きかけをしていく。	0	総合的な学習の時間における国際理解、または外国語活動における言語や文化について体験的理解を図る授業を実施する。		学校教育課	
106	2 教育の機会や場づくり	外国語指導助手招致事業	外国語指導助手を招致する。	ALT（外国語指導助手）45名を招致する。	27,185	ALT（外国語指導助手）45名を招致する。		教職員課、教育センター	
107	2 教育の機会や場づくり	外国語指導助手活用事業	外国語指導助手を活用する。	中学校に、学校規模に応じて1か月～12か月、外国語指導助手を派遣する。小学校に年間10～18回外国語指導助手を派遣し、チーム・ティーチングを実施する。	1,654	中学校に、学校規模に応じて1か月～12か月、外国語指導助手を派遣する。小学校に年間10～18回外国語指導助手を派遣し、チーム・ティーチングを実施する。		教職員課、教育センター	
108	2 教育の機会や場づくり	多文化交流会の実施	学校、地域、日本語指導教室における多文化共生教育の推進として、交流会を行う。	日本語指導教員が所属する市内小中学校において、多文化交流会を開催する。	0	日本語指導教員が所属する市内小中学校において、多文化交流会を開催する。		学校教育課	
109	2 教育の機会や場づくり	年長児とその保護者のためのプレスクールの実施	小学校生活を円滑にスタートさせることができるよう、来年度小学校入学予定児に対し学校生活で必要となる基礎的な日本語を習得させるとともに、保護者への小学校生活を迎えるにあたっての支援を行う。	次年度小学校入学予定児に対する模擬授業と、保護者に対する小学校生活に関する情報提供及び相談を行う。2月に全2回行う。	35	次年度小学校入学予定児に対する模擬授業と、保護者に対する小学校生活に関する情報提供及び相談を行う。2月に全2回行う。		学校教育課	
110	2 教育の機会や場づくり	学校給食における外国料理の提供	異文化理解教育として学校給食の献立に外国料理を提供する。	・5月のシズオカ×カンヌウィークに合わせて、フランス料理風献立を提供する。 ・10～11月の多文化共生月間に合わせて、海外の料理(アジア・ブラジル)を提供する。 ・11月の国際交流イベントに合わせて、海外料理を提供する。	0	・5月のシズオカ×カンヌウィークに合わせて、フランス料理風献立を提供する。 ・10～11月の多文化共生月間に合わせて、海外の料理(アジア・ブラジル)を提供する。 ・11月の国際交流イベントに合わせて、海外料理を提供する。		学校給食課	
111	2 教育の機会や場づくり	外国語資料の収集・貸出し(御幸町図書館)	外国語資料(約8,500点)の収集、貸出し 多文化関連行事の実施	外国語資料の新規購入を行う。 ネイティブスピーカーによる読み聞かせ会を実施する。(年3回)	800	外国語資料の新規購入を行う。 ネイティブスピーカーによる読み聞かせ会を実施する。(年3回)	○	中央図書館	
112	2 教育の機会や場づくり	静岡市立高校科学探究科海外研修	台湾の大学や研究機関など最先端の研究に触れる機会を設け、科学技術に対する考え方を学ぶ。 現地の高校生との交流を通して異文化理解を深め、その体験から豊かな感受性を育む。	・実施期間 令和7年12月1日(月)から5日(金)まで ・参加予定人数 引率教諭2名、科学探究科2年生27名、外部講師1名 計30名 ・研修先(予定) 国立新竹科学園区実験高級中学、台湾大学 など	800	台湾における科学研修を継続実施する見込み。		市立高等学校	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令和8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
113	2 教育の機会 や場づくり	静岡市立高校生徒海外語学 研修	生徒をオマハやアメリカ西海岸の都市に派遣する。	・実施時期 令和7年8月13日(水)から令和7年8月22日(金)まで ・参加予定人数 引率教諭1名、生徒20名程度 ・研修先(予定) アメリカ合衆国ネブラスカ州オマハ市、ロサンゼルス州ロサンゼルス・アナハイム (ホストファミリー宅へのホームステイ、現地教育機関(ネブラスカ州立大学、エルクホーン高校)など)	0	アメリカ合衆国における海外語学研修を継続実施する見込み。			市立高等学校
114	2 教育の機会 や場づくり	韓国文化交流研修	同世代の生徒との交流や共同活動を体験することで互いの文化や価値観の違いを理解し、多様性を尊重する姿勢を養うとともに、国際的な視野を育む。	・実施時期 令和7年7月30日(水)から令和7年8月3日(日)まで ・参加人数 引率教諭1名、生徒10名 ・研修先 韓国(全州市)	0	韓国文化交流研修を継続実施する見込み。			市立高等学校
115	3 地域における交流の場づくり	外国人住民に対する自治会・町内会への加入促進	外国人住民に自治会・町内会への加入を働きかける。	加入促進パンフレット外国語版を関係機関等に配付し、加入促進を働きかける。	0	加入促進パンフレット外国語版を関係機関等に配付し、加入促進を働きかける。		○	市民自治推進課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
116	3 地域における交流の場づくり	自治会等地域活動への外国人住民の参画の促進	自治会・町内会に、自治会・町内会等が実施する防災訓練や清掃活動、夏祭り、運動会など地域活動への外国人住民の参加促進を働きかける。	【葵区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応）の配付や周知を進めることで、引き続き外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」の配付や周知を進める。	0	【葵区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応）の配付や周知を進めることで、引き続き外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」の配付や周知を進める。	○	葵区役所地域総務課	
				【駿河区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応）の配付や周知を進めることで、引き続き外国人の地域活動への参画を働きかける。（協働パイロット事業） ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」の配付や周知を進めることで、外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・年1回開催される新任自治会長研修会において、新任の自治会長に「自治会加入勧奨パンフレット」及び「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」を配布し、地域における外国人住民との円滑なコミュニケーションの促進を働きかける。	0	【駿河区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応）の配付や周知を進めることで、引き続き外国人の地域活動への参画を働きかける。（協働パイロット事業） ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」の配付や周知を進めることで、外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・年1回開催される新任自治会長研修会において、新任の自治会長に「自治会加入勧奨パンフレット」及び「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」を配布し、地域における外国人住民との円滑なコミュニケーションの促進を働きかけ	○	駿河区役所地域総務課	
				【清水区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応）を活用し、外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」を周知する。（協働パイロット事業）	0	【清水区】 ・市自治会連合会が作成した外国人のための自治会加入勧奨パンフレット（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語対応）を活用し、外国人の地域活動への参画を働きかける。 ・国際交流課、市民自治推進課、3区地域総務課、NPO団体が連携し作成した、「しずおか自治会・町内会 多文化共生ガイドブック」を周知する。（協働パイロット事業）	○	清水区役所地域総務課	
117	3 地域における交流の場づくり	地域のお祭り・交流参加促進	地域のお祭りやスポーツなどを通じた多文化交流や参加を呼びかける。	エスパルスブラジルデーなどのイベントでブースを出展し、多文化共生ややさしい日本語の普及を図る。	0	エスパルスブラジルデーなどのイベントでブースを出展し、多文化共生ややさしい日本語の普及を図る。		国際交流課	
118	3 地域における交流の場づくり	姉妹都市青少年の派遣及び受入事業	市内中高生がアメリカの姉妹都市との青少年交流を通じて、アメリカの生活、文化について理解を深める。	NPO法人かんばら国際交流会が実施する静岡市青少年のシェルビービル市派遣事業に助成する。	888	実施未定		国際交流課 (SAME)	
119	3 地域における交流の場づくり	姉妹都市市民訪問団の受入れ・派遣事業	姉妹都市市民訪問団の受入れと派遣を各市姉妹都市提携年より5年毎に行う。	オマハ市訪問親善使節団を派遣する。	735	カンヌ市訪問親善使節団を派遣する。		国際交流課 (SAME)	
120	3 地域における交流の場づくり	「シズオカ×カンヌウィーク」の開催	・「シズオカ×カンヌウィーク」開催助成 ・姉妹都市・カンヌ市の紹介・交流促進事業	静岡市とカンヌ市の姉妹都市の歴史をまとめたパネルを静岡市街に設置したり、タブロイド紙を作成し、市内外に対して配布したりすることで、広くイベントを周知する。	4,500	静岡市とカンヌ市の姉妹都市の歴史をまとめたパネルを静岡市街に設置したり、タブロイド紙を作成し、市内外に対して配布したりすることで、広くイベントを周知する。		文化政策課	
121	3 地域における交流の場づくり	大道芸ワールドカップ in 静岡の開催	大道芸ワールドカップ in 静岡を開催する。	通訳ボランティアスタッフ数十名を配備し、3か国語以上の言語に対応する予定。	105,226	通訳ボランティアスタッフ数十名を配備し、3か国語以上の言語に対応する予定。		文化政策課	

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令和8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
122	3 地域における交流の場づくり	台湾陸上協会との青少年交流事業（高校生の相互派遣）	静岡市・台湾の双方で開催する陸上大会に高校生を相互派遣する。台湾陸上選手との交流を通じて異文化理解を深め、台湾との交流の懸け橋を担う国際感覚豊かなグローバル人材を育成する。	【台湾選手団の受入】 受入日程：令和7年10月16日～10月20日 受入人数：13人（高校生8人 コーチ・引率5人） 内 容：中部地区陸上競技大会開催 歓迎レセプション、エクスカージョン実施 【台湾への高校生派遣】 派遣日程：令和7年11月3日～11月7日 派遣人数：13人（高校生10人 コーチ2人 市職員1人） 内 容：全国中学校陸上競技選手権大会へ出場	4,149	令和7年度中に見直しを行った覚書に沿った交流事業を行う。			スポーツ交流課
123	3 地域における交流の場づくり	各国代表チームの合宿受入れ	合宿受入れ時に実施する市民交流を通じ、多様性を尊重する心、国際感覚を醸成し、国際社会で活躍できる人材を育成する。	【覚書の見直し】 「静岡市及び台湾陸上協会間の協力に関する覚書」の有効期限が令和7年（2025年）までのため、事業全体の整理、中長期的な計画を策定、内容の見直し等、覚書の継続に向けた調整を行う。 【台湾陸上協会代表合宿受入】 受入日程：令和7年9月5日～9月11日 受入人数：選手、コーチ・引率含め約20人 使用施設：草薙総合運動場、清水ナショナルトレーニングセンター 【台湾陸上協会代表選手と市内小学校との交流】 実施日：受入期間中の1日 実施場所：静岡市立由井北小学校 実施内容：走り方教室を実施予定	1,028	令和7年度中に見直しを行った覚書に沿った交流事業を行う。			スポーツ交流課
124	3 地域における交流の場づくり	台北市スポーツ交流事業	マラソン以外の新たなスポーツ分野での台北市との交流を通じて、選手の競技力や指導者の資質の向上を図り、異文化への理解を深め、台湾との交流の懸け橋を担う国際感覚豊かな人材を育成する。	令和8年度以降、台北市と静岡市の学生間のスポーツ交流を実施するために、台北市政府教育局と調整を行い、令和8年度以降の事業について計画を策定する。	0	令和7年度中に策定した計画に基づき、交流事業を実施する。			スポーツ交流課
125	3 地域における交流の場づくり	全国少年少女草サッカー大会における海外チームとの試合・交流	香港や台湾、中国等、海外からの参加チームを募り、試合等を通じて少年少女の国際感覚の向上を図る。	第39回全国少年少女草サッカー大会 【男子の部】 （プレミアカップ） 開催日：令和7年12月20日・12月21日 参加チーム：24チーム （プリンスカップ） 開催日：令和7年12月26日～12月28日 参加チーム：72チーム 【女子の部 プリンセスカップ】 開催日：令和7年12月20日・12月21日 参加チーム：24チーム 会場は、IAIスタジアム日本平、清水ナショナルトレーニングセン	9,000	第40回全国少年少女草サッカー大会 【男子の部】 （プレミアカップ） 開催日：令和8年12月19日・12月20日 参加チーム：24チーム （プリンスカップ） 開催日：令和8年12月26日～12月28日 参加チーム：72チーム 【女子の部 プリンセスカップ】 開催日：令和8年12月19日・12月20日 参加チーム：24チーム 会場は、IAIスタジアム日本平、清水ナショナルトレーニング			スポーツ交流課 （全国少年少女草サッカー大会実行委員会）
126	3 地域における交流の場づくり	パラバドミントン国際大会連携事業	大会観戦やボランティア参加等を通じて、パラバドミントンの普及や多様性・共生社会に対する市民意識の醸成を図る。	パラバドミントン国際大会 参加人数：140名、33か国 会場：静岡県草薙総合運動場 このはなアリーナ 内容：Japanパラバドミントン国際大会へ出場	5,000	令和8年度以降も継続して大会開催することができるよう関係者と調整を進める。			スポーツ振興課
127	3 地域における交流の場づくり	青少年国際親善交流事業	青少年に国際交流の機会を提供することで、外国人との相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を養う。	静岡市内中高生を対象に、外国人や海外経験のある日本人を講師として招き、海外と日本の文化の違い等を知る機会を提供するため国際交流会を実施する。	100	静岡市内中高生を対象に、外国人や海外経験のある日本人を講師として招き、海外と日本の文化の違い等を知る機会を提供するため国際交流会を実施する。			青少年育成課

No.	①施策体系	②事業名	③事業概要	令和7年度		令8年度以降		⑦対象に留学生を 含む ・含まない	所管課
				④事業実施計画	⑤予算額 (千円)	⑥事業実施計画			
128	3 地域における交流の場づくり	清水港客船誘致事業	清水港客船誘致委員会を通じ、外国客船を誘致するとともに歓迎事業を実施する。	外国船寄港時にボランティアによる英語等での誘導、観光案内を実施する。外国船寄港予定数102回（R7.6.11時点）	138,400	外国船寄港時にボランティアによる英語等での誘導、観光案内を実施する。	○	清水みなと振興課	
129	4 多文化共生のまちの担い手づくり	(再掲) 多文化共生のまちの担い手づくり 推進講座	外国人講師が地域に出向き、国際理解に関する講義を開催することにより、地域に根差した多文化共生の推進を図る。	留学生が国際交流課の職員とともに、市内の高校等を訪問し、多文化共生や国際理解に関する講義やディスカッションを実施することで、地域に根ざした多文化共生の推進を図る。	0	留学生が国際交流課の職員とともに、市内の高校等を訪問し、多文化共生や国際理解に関する講義やディスカッションを実施することで、地域に根ざした多文化共生の推進を図る。		国際交流課	
130	3 地域における交流の場づくり	留学生の市営住宅入居に伴うオリエンテーションの実施	留学生の市営住宅入居に伴い、留学生と市営住宅入居者との顔合わせや入居にあたっての注意事項等を説明する。	留学生の市営住宅入居に伴い、留学生と市営住宅入居者（留学生と同じ棟の入居者・団地自治会）との顔合わせや入居にあたっての注意事項等を説明する。		留学生の市営住宅入居に伴い、留学生と市営住宅入居者（留学生と同じ棟の入居者・団地自治会）との顔合わせや入居にあたっての注意事項等を説明する。	○	住宅政策課	
131	3 地域における交流の場づくり	生涯学習施設の案内・周知	生涯学習施設の利用方法・活動内容等を紹介するチラシを作成し、留学生が通う市内大学等に掲示、配架の協力を依頼する。	生涯学習施設の利用方法・活動内容等を紹介するチラシを作成し、留学生が通う市内大学等に掲示、配架の協力を依頼する。	0	生涯学習施設の利用方法・活動内容等を紹介するチラシを作成し、留学生が通う市内大学等に掲示、配架の協力を依頼する。	○	生涯学習推進課	
132	4 多文化共生のまちの担い手づくり	留学生のインターンシップ受け入れ	留学生を対象に、国際交流課においてインターンシップの受け入れを実施し、職業体験を行う。	留学生を対象に、国際交流課においてインターンシップの受け入れを実施する。（令和7年度は申込者がいなかったため、実施なし。）	0	留学生を対象に、国際交流課においてインターンシップの受け入れを実施する。		国際交流課	
133	4 多文化共生のまちの担い手づくり	(再掲) 日本語学習支援団体による日本語講座	日本語学習支援団体と連携し、外国人住民に日本語を学べる機会を提供する。	市内で日本語教室を運営する2団体に運営補助金を交付する。	240	市内で日本語教室を運営する2団体に運営補助金を交付する。		国際交流課 (SAME)	
134	4 多文化共生のまちの担い手づくり	ことばと文化のサポーターの活用	事前登録をしている、特技、通訳、イベント参加の協力が可能な日本人住民と外国人住民を必要に応じて紹介する。	SAME国際塾に所定回数以上出席した人をことばと文化のサポーターとして登録する。ボランティアや他団体から人材照会があった際に登録者あて情報発信する。	0	SAME国際塾に所定回数以上出席した人をことばと文化のサポーターとして登録する。ボランティアや他団体から人材照会があった際に登録者あて情報発信する。		国際交流課 (SAME)	
135	4 多文化共生のまちの担い手づくり	(再掲) 日本語指導教室の設置・運営と適応相談員の派遣	日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援するとともに、学校生活全般への適応支援を行う。	日本語指導が必要な児童生徒に対し、訪問指導による指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援する。また、学校での教育相談等に母国語のできる適応相談員を派遣し、学校生活全般への適応支援を行う。	19,404	日本語指導が必要な児童生徒に対し、訪問指導による指導を継続的に行い、日常生活に必要な日本語の習得を支援する。また、学校での教育相談等に母国語のできる適応相談員を派遣し、学校生活全般への適応支援を行う。		学校教育課	